

# 平成28年第1回 総務文教委員会会議録

平成28年2月29日

第2委員会室

開 会： 9時00分

委員長 近藤 純二

副委員長 林 忠義

2番委員 安藤 直実、3番委員 後藤 康司、4番委員 小澤 建男、

5番委員 水野 功教

委員長 ;おはようございます。定刻になりましたので、只今から平成28年第1回総務文教委員会を開会いたします。本日の会議は、去る2月25日開催の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案の審査でございます。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますのでよろしくお願いいたします。それでは始めに市長さんよりご挨拶をお願いいたします。

市長 ;皆さんおはようございます。早朝から総務文教委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。ただいま委員長さんからお話ございましたように去る2月25日の本会議で当委員会に付託されました議第1号恵那市職員の退職管理に関する条例の制定についてを含めて22件の議案についてご審議をいただきます。適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。去る2月20日の土曜日でございましたけれども、恵那北中学校におきまして、明知鉄道沿線地域公共交通シンポジウムに議員の多くの皆様にもご出席いただきまして誠にありがとうございました。森杉理事長さんの基調講演の中で、大変私ども考えられることがあったということでございますけれども、行政に頼らずに黒字運営しているということと、もう1つはバスの中でコミュニケーションできて、大変生き甲斐を感じているという話をされましたけれども、大変参考例になったのかなと思っております。恵那市の場合は平成27年に1億5,900万円というバスの赤字補填をしているということでございますので、何とかいい形でこのお金が活かされるような方法ができればということで、平成28年度も検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではどうかよろしくお願いいたします。

委員長 ;ありがとうございます。続きまして、議長さん、ご挨拶をお願いいたします。

議長 ;おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は25日の本会議

で当委員会に付託された議案の審議でございます。議案もたくさん多いですので、しっかりと理解していただくように、しっかりとした審議をお願いしたいと思います。以上よろしくお願ひいたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において、詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑それに対する答弁、討論、採決の順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを、確認してからお願ひいたします。

委員長 ; それでは、「議第1号 恵那市職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はございませんか。

5番委員。

5番委員 ; 議案書の5ページになりますが、終わりのほうのね、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならないとありますが、ちょっとよく分からんのやけれども、届け出をしなければならない人は誰のことを言っているのかな。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 届け出をするものは、退職後2年間の間に営利企業に勤めた方、それと退職する前の5年間の間に課長級以上の職にいた方ということです。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 元働いていた職員が自ら届けると、これを見ると勤めたところからこれを届けないといけないと読めたものだから。分かりました。

委員長 ; 他にありませんか。

2番委員。

2番委員 ; お願いします。元職員さんの働きかけの禁止と、再就職情報を届けるという条例なんですけど、今現在のところ、こういうことはないかと理解していいかということと、監視するとか、働きかけがあったとかなかったとか、その辺のチェックは誰がどのようにするのかということをもつと2点。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 最初のご質問でございますが、実際営利企業に勤めてみえる方がみえます。ただし、そういった働きかけというのがあったというのは、私共も認識していないので、それは大丈夫と思います。次に働きかけがあった場合のことですが、基本的に受け手が、

職員のほうが働きかけがあったということになりましたら、その職員は公平委員会に届けることとなります。もしくは総務課のほうに届けてもらえれば、総務課のほうから公平委員会にその旨伝えます。その後調査をして、公平委員会の監視の下、行政庁のほうに調査をしてですね、公平委員会に報告するんですけど、そういった調査をした結果をもってどう対処するか。要するに本当に働きかけがあった場合ですね、法に抵触する場合がありますので、その後検討させていただくという形になります。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうするとですね、現在はないということですし、届け出をすと言われましたけれども、今は届け出がないわけですね。そうしたら、届け出された以降ですね、今後公表、市のホームページだとかで、こういう方がここにということ、公表するということ、をされるのかどうかということですね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 就職に関しては個人の情報ですので、公表するという事はないです。ただ、市の中では当然それは共有していかなければならないと思いますけど、ホームページで公表することは考えてないです。

委員長 ; 他にありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 任命権者への届け出とあるわけですが、例えば定年退職して市の関係する法人だとかね、社協とかシルバー人材とかあるわね。そういうところへ再就職した場合、当然この適用になるかね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 営利企業というのはNPOであってもそれに入ってきます。今私どものほうで想定している届け出しなくてもいいだろうと思われるのは、第三セクター、市のほうが出資している団体についてはいいかと思っていますけれども、それ以外のところは基本的には公益法人であっても、皆さんからいただきたいと思っています。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 営利企業以外の法人その他団体とうたってあるものでね、対象になるだろうと思いますが、基本的には別の視点ですが。例えば退職して、地域を問わず瑞浪や多治見の企業に就職して、5年以内に仕事がないけれども、これ買ってくれとか、そういうことが禁止になると理解してよろしいですか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; おっしゃるとおりです。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 例えば市民の方、職員以外からそういう、例えばですよ、あるんじゃないとか話があった場合は、それはどこで受理してどこで対策を取るのですか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; それは今法令遵守ということで、市のほうで取り組んでおりますけれども、そういった場合は当然公益通報ということになりますので、今度はそちらのほうから。これは元職員に関する退職管理であって、一般の方からきた場合は法令遵守の観点からそれは処理するということになります。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第1号 恵那市職員の退職管理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第1号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第2号 恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありませんか。

2番委員。

2番委員 ; 恵那市で防犯カメラによる条例を設置するというので、これ差し当たってですね、カメラを公共の場所に設置するということですが、こういったところにイメージする、具体的な恵那市内の場所ですよ、例えば文化センターとか、そういうところがどこかという具体的なことを教えていただきたいということがまず1点です。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 今回の条例制定に伴って、設置を想定している場所ですが、これまでは要綱等で建物を中心に防犯カメラ設置してきておりますけれども、地域等の要望の中で、やっぱり屋外というところに趣を置くということで、市が管理しております公園等に設置を考えております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; とりあえず市のほうは公園ということでしたが、設置できる方ですね、例えば指定管理者だとか、地域自治区だとか、地域的なコミュニティ活動を行う団体とかが挙げられるわけですが、この人達が仮に設置したいと言ったときには、市に届け出をするということでしょうか。それと、設置基準、設置運用基準を設けないといけないと、第4条のところにあるんですけど、設置運用基準というのはその人達が、例えば自治会などがやりたいと言った場合は、その人達が基準を設けるということなのか、その辺はどうなんでしょう。それだとハードル高いのかなとか思うわけですけど。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 第4条に届け出の必要な団体等が1号から4号まで書いてあります。ここに該当するところが防犯カメラを公共の場所に設置する場合は基準を作成して、市のほうへ届けさせていただくということで、基準につきましては主に規則のほうで定めることとしておりますけれども、6項目ほど定めていただいて、その規則で定めた項目について、設置団体が決めていただいて市のほうに届けていただくということで考えております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 分かりました。それで、考えられる自治会がやるというようなことって、これからどれくらいあるのかなって話と、防犯カメラ設置したときの設置者の義務として、第5条に設置している旨と設置者の名称を表示するというふうに入っておりますが、具体的な表示の仕方、例えばこれくらいのサイズのもので、こういうふうに書きなさいとか、そういうものもきちっと決められるわけだと思いますが、その具体的な表示の仕方を教えてください。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 自治会等から出てくる想定件数ですけども、この一月に自治区代表者会議のほうで、ある程度こういった制度は考えていくと。これは昨年度から地域から要望のあったことに対して、そういう制度を作ってやっていくとの中で、地域のほうから具体的にどれくらい出てくるのかというところは、これから地域とのやり取りの中で、明らかになってくるということで、現状としてはどれくらい出てくるだろうという想定は可としてしてはおりませんが、まずは制度を作って周知ということが大事だと思いますので、現状といたしましては、28年度としましては、あまり件数としてははないのかなと思っております。それから表示の方法についてなんですが、こちらについても規則のほうで表示の例示、そういったものを示す中で防犯カメラの設置してある付近で見やすい場所に設置してくださいといった形で指導していく予定であります。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 実際この条例に適用されるのははっきり言ってどこなのか。民間は除外されると。公共の場所だけしか、公共の場所はどういうことなのか、その定義はどこかにされているのかということ。それからすでにいくつどこに設置されておるのかと。それについての権利だとか、肖像権やプライバシーの保護をする規定はどんなような格好で対応されておるのか、それについてお伺いします。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 設置する場所の定義になりますけども、2条の3号のところ公共の場所というところで、道路、公園、広場、市が設置する公の施設及び庁舎等で多数の者が往来し、または出入りする場所といったところに設置する場合ということで、誰が対象になるのかということなんですけど、基本的には次の第4条にあります届け出として義務付ける1号から4号の方、これがこの条例の対象となります。それで現在どこに設置してあるのかということと、現在の対応というようなお話でしたが、現在につきましては全協の時にご説明しましたけれども、平成21年に現在市が設置する庁舎等ですね、それについては要綱等が策定してあります。その要綱にしたがって現在51の公共施設、これは建物が中心になりますけれども、先ほど言った屋外というところで言いますと、駅前の広場、中山道大井宿広場といったところに現在は設置して、現在の要綱にしたがってデータの管理等を行っております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; データの管理についてですが、特定の者に画像等の取り扱いを徹底するという、それはどのようにして徹底されますか、その方法をお願いいたします。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; この条例に基づいて、設置届けが出た段階で適正に管理していただくように指示を徹底するといったことになります。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それからあと実績報告とかそんなことはありませんか。ただ適切にということだけですか。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 基本的には今おっしゃられたとおりで、守ってくださいねということなんですけど、この設置後の運用に当たって苦情等が出てきた場合については10条以降に苦情の処理の対応について書いてございます。苦情等が具体的に出てきた場合はとりあえず市長

が原因調査をしてその苦情の対応に努める。それでも従わなかった場合は勧告、公表といったところに対応する予定です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この条例制定に関しましては大きく市民に関連する話だと思います。これについて市民の意見をどのように聞いているのか。パブコメとかね、やっているかどうか。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; ご指摘のどのように聞いておるのかということなのですが、パブリックコメント等については残念ながら取っておりません。全国的に見て、まだ条例制定は少ないのですが、先進的な市町村の例を見ても、大体条例が定型化しているという中で、今回パブリックコメント等の手続きは省略する形にはなりましたけれども、条例制定ということで上程しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 分かりました。極端にやっていない一般的な話ということでとられておるわけですが、私といたしましては十分市民にも理解をしとってもらわんと等々の心配もあるように思いますが、今後の設置計画について総合計画を見ると、平成 31 年度に 20 ヶ所とありましたけれども、今後監視しなければいけない社会が来るのかと、どんなふうな感覚でこのような数値がされておるかお伺いしたいのですが。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; この防犯カメラの設置につきましては 2 次総の中で計画的に設置をしていくといった中で先ほどの 20 ヶ所というのも別の会議等で数値が出ていたものと思いますけど、順次市民の安心、安全といったところがどのくらいまで設置すれば担保できるかというところを見ながらですね、設置を計画的に進めていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 市のほうの防犯の係りが事務局になるわけだと思いますが、カメラの、どこに何台カメラが設置してあるかという、市内の情報は公表されているわけですか。今でも。今後は公表していくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 現在の要綱の中では公表するとは、特別規定はございませんけれども、今言われたとおり、プライバシーを守るといった中では、特に市がこういった形で補助を出していくとか、直接設置したものについては、例えばホームページなんかで公表していくようなことで検討していきたいと思っております。

委員長 ; 他にございませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 防犯カメラということで、警察との連携だとか、警察公安会が防犯対象区域など設定しているか分かりませんが、そういうところに設置しているかということと、警察との事件、事故があったときの情報提供はいやおうなしにやられるということか、もう 1 つ報道で防犯カメラが相当いろんな映像をとらえておってテレビに出てくるわけですが、そういったところにも使われるかどうかということ。もう 1 つ長野県の事故を見て、主要 18 号の。ああいう主要幹線国道には国交省が設置したのがあるかどうか。恵那管内にもそういうものがあるかどうか、その辺答えられる範囲でお願いしたいと思います。

委員長 ; 総務部次長。

総務部次長兼防災情報課長 ; 今言われる情報の提供という部分が、本来条例化する本質の部分になりますので、8 条のところにそういった第三者に極力提供しないというところで、条例化するものでございますので、8 条の 1 号から 3 号で提供できるようなことが規定しておりますので、例えば 1 号でいうと、法律に基づく場合といったところ。2 号ですと、市民の生命、身体、また財産を保護するために緊急であり、かつやむを得ないと認められる場合、それから 3 号では画像データから識別される特定の個人の同意があった場合といった、この場合に限って提供していくということですので、積極的に警察に協力して提供するというはございません。国道の設置については多治見砂防事務所が市内、19 号だとか、何ヶ所かには同じような形で設置はしております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 2 号 恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について」  
は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第 2 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; それでは、「議第 3 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に

関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はございませんか。

5番委員。

5番委員 ; この条例を作ることによって期待をされている、どんなところに期待をされているのか。また、数までなんとかあるものなのかどうなのか。それから伺いたいことは、この不均一課税、いわゆる税を安くすることが企業の進出の動機になるかどうか、それについてはどのような認識でみえるのかお伺いをいたします。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; まず期待するものでございますが、東濃クロスエリアのほうは、東濃と可児市と御嵩がエリアになっております。移転後の東濃エリアのほうでは移転型を1件と、拡充型6件ぐらいをこちらに呼んでこようという目的を作っておりますけれども、恵那市については1件来てくれればよいと考えております。そんな中で期待できるものは、固定資産税のほうは3年間は減免していくわけですが、それによる固定資産税の収入が上がりますし、雇用の創出ができますので、そのところで期待するものでございます。

委員長 ; 他にありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 今度の議会に中小企業推進、それから小規模の条例をとということで、市長も提案されていますが、これとギャップというかそういうようなことなんかは考えてみえないのか。これは税務課が考えることではないかもしれませんがどうですか。ただただ国がやれといったからやるということなのか、どんなようなものでしょうか。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; ギャップというのは分かりかねますけれども、この地域再生法の要件。地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の要件の中に、中小企業の場合は従業員を今の本社から、恵那市に持ってくる場合には、例えば50人おられれば、それに5人プラスして雇用しなければならない。中小企業でない場合についてはプラス10人を雇用しなければならないとなっていますので、やはり中小企業の活力を上げていくという要件の中に入っていますので、その中で整合性がとれていくのではないかと考えております。

委員長 ; 他にありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 内容のところに表示してあります、恵那市が設定する地方活力向上地域というのは、

どの範囲をいうのか、恵那市全体をいうのか、例えば工業団地のようなところをいうのか、お尋ねします。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 移転型と拡大型とあります。移転型というのは東京都市部から来たのを移転型といいまして、拡充型というのはそれ以外のところから来るということです。その中でエリアの範囲は移転型は拡大型よりも大きくて、大井町、長島町正家とか中野とか、それから野井、武並、岩村、明智、上矢作、そういう工場立地に適した場所を指定しております。その指定したところに入ってきたところのみが、減免措置が受けられるということです。拡充型は東京 23 区以外のところからの範囲で狭いです。町の中には入っておりません。移転型のほうは駅前とかで、計画では東京都市部の 23 区から来たところがこの辺周辺のところのエリアに拡大を広めております。こういう計画になっております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 前回商工会のほうからも要望が出たとおり、地元の企業、この恵那市でがんばってやってきた企業を応援するという格好で恵那市政は示すべきであって、他所に頼むということではなしに、自分のところをしっかりと応援するんだということを示すためにも、この条例はうちは作らなくてもいいと思います。そういうことをやるのであったら、地元の企業を応援する作戦をいろいろ検討してもらいたいと思います。以上で反対の討論といたします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。「議第 3 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; それでは、「議第 4 号 恵那市コミュニティセンター条例の制定について」を議題と

いたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はございませんか。

5番委員。

5番委員 ; 公民館の教育基本法から外れてコミュニティセンターというものになるわけですが、地域の公民館は戦後の民主主義の学習について大変大事な役割を果たしてきたわけですが、今回公民館条例が廃止されてしまうわけですが、これは社会教育法との関係はどういうふうになるものなのか、それから運営協議会が公民館にはあったかと思いますが、これには今回書いてないように読みとったんですが、運営協議会等が設置されない理由はなぜなのかと。それからこの問題について、教育委員会でこの公民館条例を廃止してしまうということについて、社会教育法から外すということについて、どのような協議が何回ぐらいされたのか、そして議論の内容を教えてください。それからもう1つ、市民の社会教育委員会という組織があります。社会教育に関する諸計画を立案することや教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べるために調査研究を行いますというふうになっていますが、この問題に対して社会教育委員会ではいわゆる公民館条例をなくすということについて、この社会教育委員会では、この問題についてどのような審議がなされたのかお伺いします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 今回公民館をコミュニティセンターに変えるという条例ですが、社会教育法で公民館というのは規定されていますが、今回恵那市の第二次総合計画、それから恵那市の三学のまち推進計画における恵那市の目指す町の姿を具現化するために、社会教育法の縛りを外して、コミュニティセンターとするということで、より地域の方々が学ぶ、また学びを活かすというまちづくりにその施設を使っていく、そういうことを狙いとしてこの条例を制定するものでございます。それから公民館の運営審議会ということについてのご質問ですけど、現在地域のコミュニティセンター、公民館には運営審議会という組織はございません。恵那市に公民館運営審議会という組織が文化センターのほうでいつも開催しておりますけれども、その審議会についてはこれからも存続していきます。それから、教育委員会での審議ということですけど、現在生涯学習課の事務については教育委員会の事務を補助執行している形になりますので、今まで市民三学運動推進委員会だとか、社会教育委員会、それから公民館運営審議会等でこの条例、こういうふうに今度変えていくというお話はしてまいりました。教育委員会のほうにも、先般の教育委員会でこの辺りをご説明させていただいております。それから社会教育委員会につきましても、今年度4回開催をしておりますけれども、その中

でコミュニティセンターの在り方をこういうふうに変えていくということをご説明して、ご理解をいただいております。

委員長 ; 他にございませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 説明をされたようですが、議論はどのような議論があったのか、十分社会教育法も理解されておる人達なのか、そんなことを言うてはご無礼だけれども、それはどんなものでしたでしょうか。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 今回公民館からコミュニティセンターに変えるということですが、コミュニティセンターの中で行う業務としましては、今までどおり公民館で行っていた市民講座ですとか、図書室の運営ですとか、家庭教育学級、そういうものも変わらず、今以上に力を入れてやっていきたいということもご説明をしながら、すでに公民館はコミュニティセンターと名称も変わっておりますので、決してこれが社会教育を後退させるものではないということをご説明して、ご理解をいただいております。

委員長 ; 他に。

5 番委員。

5 番委員 ; 今回の場合、任意というか、恵那市の決めた決まりの中で、それに対応していく組織というふうにするというものですので、私としてはいろいろ心配もするわけですが、それでは次に公民館に指定管理にするというふうな話ね、私の本会議の一般質問でも当時の小嶋企画部課長のほうから対象になっているというふうに言われたわけですが、26年3月の第4回の教育委員会の委員会でこれについて報告があったわけですが、どのようなことを話があったのかお伺いをいたします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 以前に公民館とかコミュニティセンターを指定管理にするという方向も確かに出ておりましたけれども、今回コミュニティセンターにするということで、それは振興事務所がその業務を所管するという、市が直接管理をしていくということですので、指定管理ということは現在は考えてありません。

委員長 ; 他に。

2 番委員。

2 番委員 ; まちづくり活動の幅がどんどん広がって、皆さんが本当にたくさん使って、縛りなくと言われましたが、やっていただくことは大事だと思います。ただ、7条のところです。物品の販売等の禁止ということで、社会教育法の中でも販売は禁止となってい

たと思うんです。営利を目的とした企業がやる場合と、後は例えば地元のお母さんとか、女性の人達が手作りのものを作ってちょっとして100円くらいとかで販売したいとか、例えばそういうことも禁止というふうに取り除かれるのですが、やはりそこはいけないかということが質問です。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 7条の物品の販売等の禁止ということですが、原則物品の販売禁止というのは主に販売を目的としたものですね。それについては禁止ということなんですが、ただし市長の許可を受けた場合というふうには書いてありますが、こちらは例えば会館を使いまして、講演会をしたとか、何か催し物をしたときにそれに付随するもの。例えば講演会での著作物だとか、CDとかDVDとかそういうものを販売するとか、例えばそこで公民館祭をする、それで地域の方々が作ったものを売られるとか、そういうことに関しては禁止をするものではございませんので、やっていただけるといふふうに思っております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; ということはお祭りのとき、イベントのときはそれは認めるということで理解していいですかね。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 原則そういうことになっていくと思いますけれども、今回岩村の振興事務所のほうをコミュニティセンターということで、改修計画をしておりますが、そこの中には多目的ホールという場所がございます、地域の方々による物販、喫茶とかにも使ってもらえる部屋とかスペースを設けるように計画をしておりますので、地域の方々でそういうことに使うというふうで計画をしていただければ、それも可能だと思っております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; あと職員さんの配置のことですけど、館長ということは、今館長と言われてますけど、そういうところは廃止するということでしょうか。新たにセンター長とか事務スタッフとして配置するのか、職員の体制についてお願いします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 今までの公民館のほうは社会教育法の規定により、公民館長を置くということになっておりました。そして主事を置くことができるということになっておりましたので、恵那市の場合臨時職員ですけども、館長と主事を置いておりました。今度コミュニティセンターということですので、振興事務所長がその長になってまいります。館

長については当然その事務をしていただく方は必要ですので、今は考えているのは職員を配置して副所長というような名称でその業務に当たっていただく。それから主事については今後もコミュニティセンターの主事という形で、特に主事については今回臨時職員から嘱託職員という形で少し処遇のほうも改善もして事務に当たっていただくというようにする予定であります。

委員長 ; 他にございませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; お話を聞いておると、今回の公民館をコミュニティセンターにするというのは、教育委員会、法の下で責任機関である教育委員会ではなくて、市長部局のほうが主体的に動いておると、市長のほうの動きを教育委員会が聞いて対応していると。そういうような実態で、教育委員会法が変わったのは最近ですけど、それよりすでに恵那市の場合は教育委員会よりも市長部局のほう教育行政について左右しておると、そういうふうな実体であったというのがこれで明らかになったわけですが、やはり公民館は公民館なりに長野県なんかでは本当にまちづくりの大きな力を出しておるわけです。今お話を聞くと、ここは貸し館条例、施設を貸すための条例というふうにしてみえて、教育施設というところがですね、本当になくなってしまっていると、そういう位置付けが。大変残念に思うわけですが、おかげで指定管理だけはやらないというふうなことになったので、それだけはあれですけど、恵那市の教育振興基本計画での位置付けはどういうふうにこのコミュニティセンターを位置付けてみえるのか、確認のためお聞きします。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 (岡田) ; 位置付けということですが、今のご説明のとおり、市民の方の活動等に貢献できるものとして位置付けていると思っております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 市民はいろいろ活動してみえるわけですが、どのような活動ですか。

委員長 ; 教育次長

教育次長 (岡田) ; 例えばでございますが、今までは公民館講座等で、講座等も行っておりましたので、そういう講座等も引き続き行われると感じておりますし、様々な集会等での場所ということでも使えると考えております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 教育的な観点というのはなかなか言いにくいわけやけど、それなりにどこかのところでそういう方針、考え方、恵那市としてのアイデンティティ、こういう何かについて

も公民館についてはしっかり対応していかないといかんと思うんですが、これを恵那市が続けていけるようにというか、つつい国のほうで、お金で締め付けられると、行革推進になってしまうわけですが、そうではなくて、他の面、地域住民の面からみてもそれなりの意見というか、できる期間が私は必要だと思いますが、コミュニティセンターについての運営協議会だとか、そういうものを地元の中で組織していくようなことは考えてみえませんか。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 公民館の運営審議会という形では中央公民館のほうにそういう組織が設置されるわけですが、それぞれの地域におきまして、市民三学地域委員会というのが今ございます。そちらの委員会、すでにそれぞれの公民館等の行事等にもご助言をいただくという位置づけになっておりますけれども、今後その委員会のほうにさらにコミュニティセンターの運営ですとか、そういう部分にもご助言をいただくそういう組織として、活躍していただきたいというふうに思っております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 確かにこの教育振興基本計画の中の 38 ページにはコミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、生涯学習とまちづくりを一体的に推進しますと明記してあります。これをもうちょっと上に上げてですね、大事なものとというふうに、公民館がそういう思想の下で学習してもらおうと、そういうふうにしてもらうためにも、各町でも地域のコミュニティセンターでも今あった運営協議会みたいなものを制定されるのが望ましいと思いますが。ご参考にしていただければと思います。

委員長 ; それは意見ですね。

5 番委員 ; 要望です。はい。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 私らのほうではまだまだ公民館という名前が根強く残っておりまして、公民館講座とか、非常に熱心に参加されてみえるわけですが、やはり主体となるのは人の配置だと思うんですね。先ほど公民館長に代わって副所長という方と、今までの公民館主事と代わって、嘱託の代わるべき職員を配置するということですが、是非副所長さん辺りは行政よりまちづくり、社会教育のほうに力を入れてもらえるような常勤職員で配置していただけるとありがたいなということをお考えのようですが、その辺のお考えはどうかということと、もう 1 点話は変わりますが、公民館というのは地方交付税の算定の基礎になっているかいないかその辺をお尋ねします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; まず副所長ということですから、今後市の職員を副所長として配置していきたいと考えております。それによってより責任を持ってしっかり仕事をしていくという体制を取っていきたいと考えております。交付税のことにつきましては財政のほうに確認をしましたが、今交付税のほうの算定の中には公民館の関係は入っていないというように聞いております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第4号 恵那市コミュニティセンター条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第4号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第9号 恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を伺います。ご質疑はございませんか。

2番委員

2番委員 ; 選挙に関して大事な条例を作っていただいております。それでちょっと質問ですが、5条のところにです、ね配布の仕方ということで選挙公報が各世帯に対して選挙の期日前2日までに配布という風になってますけど、まずこの2日というのはどんなに早くやっても2日しかできないかということですね。他の町の条例を見たいんですけど、前日だとかそんなところもあったりして、なかなか難しいのかなと思うのですが、やはり少しでも早く届くというのが有権者にとっては考える選択もあるとか、そういうことで大事なことかと思うのですが、まず期日のことですね。それと、2項のほうに配布することが困難であると認められる特別な事情があるときは新聞折込等と書いてありますが、これは新聞折込が第一前提でやるということなのか、どういうことなのかということですね。広報なんかでまず配布してからプラスしてやるとか。その辺の話をちょっと説明をお願いします。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 第5条についてご質問がございましたので回答させていただきます。まず配布につきましては1週間しか期間がございませんので、非常にスピーディーにやっても2日前になるという風に思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。流れとしましては、説明会の時に原稿等を配布いたしまして受付のときにそれを持ってきていただきまして、それをそのまま印刷するというような手順にしております。ですが、期日前2日前というのがギリギリのリミットになると思います。それから配布方法でございませぬけれども、新聞折込をさせていただきたいと思っております。新聞折込で各世帯へ配布させていただきます。ただ新聞を取って見えない世帯もございませぬので、その分につきましては各振興事務所とか市役所とか文化センターとか、そういったところに選挙公報を置かせていただきますので、そこから収集していただくようお願いしたいと思います。

委員長 ; 2番委員

2番委員 ; 今の配布の仕方が優先順位として新聞折込ということで、そうでない方は取りに来てコンビニとかという風ですけど、本当に若い人達が今度18歳からということで選挙権もらえるわけですね。その時に私も議会だよりを新聞折込させてもらっているんですけど若い世帯は新聞を取っていないところはかなり多いと新聞屋さんにお聞きするんですよね。なおかつ高齢者の人たちもなかなかもう要らないわというので新聞を取っている世帯がどんどん減っているという状況があるということは分っていらっしゃると思うのですが、その若い人への届け方としてやはりインターネットですよ。それでアクセスしていただくというところも非常に大事だと思うのですが、そのネット配信については市からのどういう風に考えてみえますか。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 先ほど申しましたとおり1週間しかございませんので、速やかに届けるという手段につきましては、やはり新聞折込が一番その家庭に届けるには早いと考えております。先ほど委員がご指摘のように、新聞を取って見えない家庭も多々あることは承知しております。ですが、そういう方につきましては、先ほど申しましたように文化センターあるいは各最寄りの公共施設のほうでそれを取っていただいております。またただインターネットとかそういったことで配信する予定は今のところございませんのでお願いします。以上です。

委員長 ; 2番委員

2番委員 ; ネットでは配信しないっていうかホームページ上からは見えないという事ですかね。

2日間あれば私十分にアップできると思いますけど。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 大変申し訳ありません。私共も初めてやるところでございますので、まずは新聞折込からスタートさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 周知について2日前といいますと土曜日ですか、金曜日になりますか。どうですかね。新聞が折り込んで。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 金曜日までには届けたいと思っております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今見たんですけど、まあ確かにギリギリだと。金曜日にね。木曜日のうちに持って行って折り込んでもらって金曜日の朝配達ということですので、ギリギリだと思いますが。そういうことなら尚更ですね、不平等にならないように早く知ってもらおうという事からいって、2番委員の言われたようにホームページにアップすると。今ね逆に言うと、とりあえず書いとれんで印刷物にできんでネットに流すというのが今の普通の状況なもんだから、原稿を印刷屋に出すと一緒にできる話やもんだからそれはいけると思いますから、最初からダメと言い切らないように1つ検討していただきたいと思っています。

委員長 ; それは要望ですね。

5番委員 ; いえ、できると思いますがご見解をお聞きします。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 先ほど申し上げましたように、私共も初めてのことでございますので、まずはしっかりと確実に届くような方法を取らせていただきたいと思います。それから委員ご指摘のようなものにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 初めてのことでご心配もあるだろうと思うけれど、私は立候補届けの説明会の時にしっかり説明をしていただいて、届出の事前審査があると思いますのでその時に原稿のしっかりしたものを持って来ると。そして当日受付が完了した時点でOKを出すというようなことであれば、少しでも早くできるという風に思いますがご見解いかがでしょうか。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; ご指摘のとおり、そのとおりだと思っております。しっかり説明会で説明させていただきまして、事前審査等でしっかりやらさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; やっぱりネットの配信というかホームページのアップがなぜそんなに時間がかかるのかということをお聞きしたいんですけど、技術的なものなのか、何なのかなと思えますけど。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; 今後の調査研究をさせていただきたいと思っておりますので、今のところの予定と致しましては、先ほど申しましたように新聞折込というのが第一前提でございますけども今後他市の状況も見させていただきまして、できるのであればやらさせていただきたいと思えますけれども、そのところは一步一步ということでよろしくお願ひしたいと思えます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; そうすると今回ダメかもしれないと。そうしたらまた4年後という理解でいいですか。市会議員の選挙は。そうしたら本当にやっぱり遅いんじゃないかなという気がしますが。4年後ですか。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 ; はい、選挙は4年に1回ですので任期は4年でございますので、今回を逃しますと4年となりますけれども、それに対しましても調査研究をさせていただきたいと思えますので、まずはよろしくお願ひしたいと思えます。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; そこまで担当課の方が言われればと思ってもするんだけど、やっぱり議会としてもね、やはり初めてというかね、そういうことで是非とも広く市民の方に知っていただきたいと思うものですから、一応議長名で市長宛に、市長か選管の委員長か宛てに要望書を出して、市の税金を使ってやるやつだから。印刷よりは安く済むわけだけど。そういう事で1つ要望書を出すことをこの委員会で決議をしたらどうだろうか。

(雑談あり)

委員長 ; それは議運のほうで諮りますので。他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 議運で諮っていただくという。委員長のほうから議運の委員長なり議長ね。委員長のほうに言っていただくということでよろしいわけですね。

委員長 ; 4 番委員。

4番委員 ; 具体的にどういう事を要望するかを完結にお願いしたい。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 選挙公報に出す新聞記事と同じ原稿をそのまま選管のバナーのところに載せるということ。インターネット、恵那市のホームページ。そうホームページに載せてほしいという事です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第9号 恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第9号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第11号 恵那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第11号 恵那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第11号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

---

---

委員長 ; 次に、「議第 1 2 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この議員報酬云々について反対の意見を述べさせていただきます。期末手当という民間ではボーナスというもので、あの大企業でもなんぼ内部留保が溜まっても消費はせずにボーナスを減らすということですが、議員の中でまだ成果があったと、ボーナスの率を上げてやるということは、どうも市民は許してくれないと思います。そういう意味からもこの見直しについては反対といたします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他に討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 2 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第 1 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 1 3 号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 特別職についてのボーナスの見直し、率を上げるということですが、東濃で一番の人口減少、こういう状況の中で、これを上げるということについて市民は了解はしてもらえないのではないかと。議会もそれを同意したということではちょっと市民の気持ちと合

っていないように思いますので、これについては反対が妥当だと思います。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第13号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第13号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第14号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

2番委員。

2番委員 ; 議案書の103ページです。職員さんの給与の話の中で、別表3条関係ということで、表が新たに載せられたと思いますが、その中でちょっと聞き慣れないというか、そういう職務がありますのでお尋ねしますが、特に6級のところで、課長、企画官、管理官、技術指導官という3つの職務、そして7級のところの理事というところですね。見慣れないというか、新たに出てきたのではないかなと思いますので、この人達の役割についてお尋ねします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; それでは説明させていただきます。まず6級ですが、課長級になります。企画官ですが、この役割としましては、上司の命を受け、施策立案に係る事務を処理するという、施策立案、企画部門の課長級ということです。それから管理官ですが、こちらも上司の命を受け、事業管理に係る事務を処理するという、施設の所長であつたりとか、そういった方々がここに当てはまると思っております。それから技術指導官ですが、同じように上司の命を受けまして、技術指導、いわゆるエキスパートで指導し事務を処理するという役割をもっております。それから7級では、理事ということで、新たに設けさせていただいておりますけれども、市長及び副市長の命を受けて、部の業務調整等を行うということになります。以上でございます。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしますと、企画官、管理官、技術指導官、この方達の配属先の部課、そこまでだ

いたいこんなところと、各課に置くのかその辺の事をお願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 課長級でございますが、もちろん課長ではありませんので、課長級ということですので、課の中に所属する形になります。この企画官、管理官、技術指導官の配属先につきましては、企画部門につきましては、やはり企画立案していくところ、施策を立案するところ。それから管理官につきましては、管理業務でございますので、今人事をやっている段階ですので、ここと言えませんが、施設の長をやりながら、その管理の課のところに所属するというような形になると思います。それから技術指導官につきましては、当然技術職ということになりますので、そういった課に配属されるということです。ただこういった形で官を付けさせていただいておりますけれども、これはその時その時、その年その年の事業を早期にやらないといけないということがあった時に配置するというので、この三者が全て今回 28 年度に配置されるかというところではないと考えております。以上です。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 今総務課長が説明しましたけれども、例えばの話になりますが、今回市民課と環境課を1つの課にさせていただきました。従来ですと、市民課長というポストがありますけれども、2つの課を1つにさせていただきますと、課長が1人になってまいります。そんな中で環境政策についてはどうするのかということ踏まえて、例えば環境に関する企画官だんだり、管理官、技術指導官というものを配置するということを踏まえて、今回組織改正等をさせていただいておりますので、ケースバイケースでこういった人材を配置するということになると思います。以上よろしくをお願いします。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; そうしましたら、課長級ということで、給料の方は課長職と同等ということでしょうか。そうすると今までの課長さんクラスの方と比較して、全体的な予算の面ではどうかということと、あと7級の理事さんも入ってどうかということをお願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 給料の話になりますが、この表を作らせていただいた前提に、この職をやる者にこの級の給料を支給するということですので、今の企画官、管理官、技術指導官については6級、課長級の給料支給になります。管理職手当というものがございまして、管理職手当は課長よりも一段下がるという形になります。理事につきましては7級というところに位置付けをしてありますので、7級の給料。管理職手当につきましては当然7級でございますので、部長と同じ管理職手当を支給するという形になります。

今回の当初予算ということになりますけれども、当初予算は10月に編成しております、人事と直接連動しておりません。ただし、予算というものがございますので、そういったものを見ながら配置というものは考えていかないといけないと考えております。以上です。

委員長 ; 他にございませんか。

3番委員。

3番委員 ; 先ほどの7級のところの理事の中の説明でですね、横断的にいろんなものを調整することなんです、今の市の体制を変える中でですね、公室長の下に政策推進監というのがあったわけですね。要するに公室長と政策推進監が要するに各課を跨いで横断的にいろんなものを調整することになっておるはずなんです、またその上に理事に職を付けて、その理事がまた調整をするわけなんです。どういうあれでこれを貼り付けるのかというのが、ちょっと分かりませんのでその説明をお願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 今ご質問のありました、どういう位置付けかということでございますが、まず公室長と政策推進監の関係になりますけれども、政策推進監は各部に7人置かれております。そこを横断的に束ねるのが公室長と考えております。しかしながら、理事の場合は先ほど説明したように市長、副市長の命を受けというところ、直接命を受ける特命事項だということがございます。それと公室長との連携を取りながら各部を見るというような形になろうかと思っております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 理事の任命というのは市長さんの専権事項なんですけれども、例えば部長級の中から理事を任命すると。そうすると、例えば定年にきている最上位の職員の場合は、それを超えて任命するという形になるわけですが、あくまでも正規の職員、今の7級職員として、常勤職員として扱われる。再任用職員として扱われるということではないわけですね。その辺まずお願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 再任用職員をこういったポストに付けるということは可能であります。ところがですね、再任用の場合はそのまま定年退職者、もしくは退職者をそういった形で配置できますが、任期付き職員の場合はフルタイム、いわゆる職員と同じように勤務する者については公募というものが原則あります。次に任期付き短時間勤務職員、これは地公

法で定められておまして、当該地方公共団体の定年退職者を従前の勤務実績等に基づいて選考できる。1年を超えない範囲で任期を定めなさいということで、退職者は短時間勤務の任期付き職員として採用はできます。理事職は先ほど言いましたように、一般職の給料表になりますので、これは当然現職の職員もここに付くことができます。というような状況です。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

4番委員。

4番委員 ; そうすると、7級職員が一人増えるという理解で、正規に退職するのは1年先だと。こういう正規に、いわゆる定年退職と同じように退職扱いになるのは1年先で、61歳の年度末と、そういうこと。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 再任用の職員は当然退職して、再任用になります。任期付き職員の場合はフルタイムの場合は継続ということがありえますが、今回の場合は任期付き短時間勤務職員というのは、一旦退職で線を引きます。その退職する方が、従前の勤務実績で、良好であるということであれば、その後一年間を超えない範囲で任用できるという形態がありますので、それに基づいて人事配置をするという形になるかと思えます。

委員長 ; 他にありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 理事が公室長を兼務するとか、そういうことはないわけですか。予定はしていませんか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 今の段階では兼務ということは考えておりません。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; 3番委員と関連するんだけど、新しく配布された行政組織図の中に市長公室長というのと、理事の関係、それから政策推進監兼務の人と、兼務でない人とあるんだけど、兼務は部次長級で兼務するということか、部長で兼務するということか。この資料ですね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 行政組織図の兼務というのはですね、政策推進監が各部に配属されております。これが市長公室のところに兼務というのを付けたのはですね、先ほどありましたように分野横断的にそれぞれの政策を実現するためにこの市長公室に兼務をさせるという意味です。ですから市長公室の元に政策推進監が集まりまして、今後の恵那市の施策を

どういうふうに進めていくかというところを、ここで協議して分野横断的に事務を進めるという形になります。以上です。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; その理事というのはこの中には無いわけだし、それをさっき言ったような部長が兼務するのか、部次長が兼務するのか、そこら辺のところどうかね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 理事は組織ではなくて、役職になりますのでこの組織図には出てこないです。ですから先ほどありましたように、企画官とか管理官ももちろんここに出てこない、要するに職でございますので、ここには表示はされないです。以上です。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 今出ているのは、政策推進監というのは、兼務は部長なのか次長なのかということ。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 部長級ではございますが、今までの次長級です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 今の給料表のところですね、教育委員会の事務局長と副教育長というのがあるんですが、これはどういうふうに理解すればいいんですかね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 副教育長と、教育委員会事務局長なんですが、これは7級ということで、部長級です。

これはですね、今まで教育委員会次長という人が配置されておりました。その次長が2人おりました、その役職をこういった形に事務局長、それから副教育長ということで、一般職員でございます。なぜこういうことをしたかといいますと、実は次長という役職がですね、振興事務所の係長級にも次長というのを使っていたり、施設にも次長というものを使っておりました。次長がたくさんいろんな級にあって非常に分かりにくいということで、今回は係長級の次長も廃止して、例えば振興事務所であれば副所長とかですね、役職が分かるような形に今回はさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; そうすると副教育長さんとか教育委員会の事務局長さんは市長が辞令を出すと、こういう形になるかどうかということをお聞きしたいです。それともう1点、今の等級別の基準、職務表の中に4級に総括主査、5級に主任主査とあるわけですが、総括と主任は逆ではないかと思いますが、例えば4級が主任主査で、5級が総括主査というふ

うが受け入れやすいと私は思いますけれども、その辺の見解を合わせてお願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; まず1点目ですが、辞令がどこが出すかということですが、教育委員会から出します。次に主任主査と総括主査でございますが、これは各自治体ですいろいろなあります。課長補佐級に主任主査というふうに使っているところもございますし、係長級で主任主査と使っているところも実はあります。しかしながら、恵那市の場合は課長補佐級に主任主査というのを使っておりましたので、総括主査ももちろんこの3年で使わせていただいております。これを逆転させてしまいますと、ますます職員がどの役職なのかというのが皆さんに分らなくなってしまうので、あえて従前どおりの形で表示させていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第14号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第14号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩をし、10時40分から再開いたします。

(午前10時30分休憩)

(午前10時41分再開)

委員長 ; 休憩前に引き続き会議を再開いたします。最初に選挙委員会事務局書記長のほうから報告がございます。

選挙委員会事務局書記長 ; 先ほどの選挙公報のホームページへの掲載についてですが、先進地も結構ございますので、PDFでそのまま載せさせていただくように調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 ;次に「議第15号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ;ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第15号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ;全会一致であります。よって、「議第15号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ;次に、「議第16号 恵那市固定資産評価審査委員会条例及び恵那市税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ;これまで不服申し立て、または審査の申し出は年間いくつありましたか。最近の年間で結構ですが。

委員長 ;総務課長。

総務課長 ;行政不服審査法の審査は条例を制定させていただく時に、お話をさせていただいたと思うんですが、県のほうにですね、1件審査請求された方がみえます。しかしながらこれは調整の中で取り下げられたという件がありますので、最後まで採決したところはありません。以上です。

委員長 ;5番委員。

5番委員 ;市税条例の改定、こちらについてお伺いしますが、これは事務の合理化するために行うのか、それとも市民の権利擁護のためにやるのか、改定の目的は何ですか。お願いします。

委員長 ;総務課長。

総務課長 ;市税条例については文言の訂正です。不服申し立てを審査請求に変えるだけということで、これは行政不服審査法に基づいてその文言を変えるという形になりますのでよ

ろしくお願いいたします。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 今の不服申し立て、審査の申し出云々については、これは市民、国民の権利を束縛するものというもので、例えば新潟水俣病などもね、この審査請求によってそれで今までだめだった人も救済という形になったということもありましてですね、国民、市民の権利を守る立場からすればこの条例は改正は必要ないというふうに思いますので反対です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 16 号 恵那市固定資産評価審査委員会条例及び恵那市税条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第 16 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 17 号 恵那市基金条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

2 番委員。

2 番委員 ; 今回基金をですね統廃合して人口減少対策基金を作っていただきました。それで少し、統廃合の仕方の中で、説明をお願いしたいのですが、公共施設整備基金の中に交通安全対策基金を一緒にしたということですが、交通安全対策基金の設置の目的はですね、公共施設の整備とは少し違っているというところで、条例の設置目的も見たんですけども、これが確かに 7,000 万円ほどあったのをなぜ公共施設かなというところが 1 つですね。それと地域福祉基金が 10 億近い、これを廃止してその後説明があったかもしれない、どこに行ったのかということを知りたいです。まず 2 つ。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; まず1点目の交通安全対策基金でございますが、この原資は恵那市交通安全共済の剰余金を積み立ててきたものでございます。元々の名称は、交通災害共済基金という名称でありましたが、この交通共済をやめた際に、交通安全対策基金に名称を変えて現在の目的にしたものでございます。今回基金の統廃合について大きく整理していく中で、1つはハード的なものと、もう1つはまちづくり系のもの、後は類似したようなものや小規模のものはできるだけまとめていこうという中で、交通安全につきましては、地区要望がたくさんありますハード事業に使ったほうが有効だろうということで、公共施設整備基金ほうに統合させていただきました。もう1つは地域福祉基金でございますが、こちらは今回廃止しまして、基金の残高が9億9,200万円ほどありますが、3月補正でさらに3億の積み増しをして、第二次総合計画の人口減少対策に充てるということで、人口減少対策基金とし、新たな基金に積み替えたものでございます。以上です。

委員長 ; 他にございませんか。

2番委員。

2番委員 ; そうしますと、交通安全対策についてはハードというふうに言われましたけれども、具体的にその私達の感覚からだとハードなのかなというのが少しありますけれども、これが交通安全の事業にきちっと使われることが大事だと思いますので、その辺のどいうふうにしたらそれが分かるのかなと思うんですけど、それは事業の中でやっていく、公共施設整備基金を使って通学路の安全対策をしましたと、そういうふうな理解でよろしいですか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 今度平成28年度の当初予算においてこの基金を5,000万円今年度取り崩しまして、交通安全対策に対応していくということで当初予算に計上しております。そういった中で通学路や危険な箇所がありますので、その対策に使って行きたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 福祉基金とかね、人口減少対策、それから交通安全のほうもですが、1つまちづくりに若い人を参加させるということで、今回第二次総合計画とかでは100人委員会とかをやって、いろいろ若い人の意見を聞いたわけです。この基金の使い方についてそういう若い人達のところでこれをどう活かしていくかと、いうことを若い人たちに研究してもらおうと、そういうことを考えてもらったら、このお金が本当に活きるのではな

いかと、まちづくりにそういうふうには私は思うわけですが、どのような形でこれを使っていくか、単なる手上げ方式で早く言ったやつが勝ちだよというふうなことでなしにね、そういうことを検討されたらどうかと思います。それについてのお考えはいかがでしょうか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 今回は、人口減少対策基金は新しい事業に充てさせていただいておりますが、次年度以降にいても組織再編をし新しい組織のもとに検討していく中で、新たな施策やいろいろな施策が出てまいります。そういったときは当然市民の意見も反映しながら行っていくこととなりますが、その中で基金の活用の仕方についても少し検討していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 市長。

市長 ; 人口減少対策につきまして、全ての職員に案を出してくれと。年度末に案を集めたのですが、やはり沢山ありますがこれといった決め手はなかなかない。今度の 28 年度の予算に、これも職員の意見を入れて、結婚お祝いなどの提案をしましたがけれども、できるだけ 5 年間、総合計画の前期の間にしっかり人口減少対策をして、その効果を見ていきたい。そのために水野議員からお話があったように若者の意見だとか、各地域協議会の意見だとかを聞いて、基金 12 億 9,000 万円ありますけれども、これをいかに活用して、恵那市の今一番問題になっている人口対策をどうするかということをやっていききたい、それも 10 年間でなくて前期 5 年間ぐらいで集中的に行ってその効果がどうなのかということを検証しながら次に向かうということが必要かなと思いますので、これは皆さんおっしゃるようないろいろな意見を聞いて恵那市として何が一番効果があるかということ十分に 28 年度中に考え、これから続けていく場合にもよく検討しなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 大変ありがたいお話ですが、若い者も、地域協議会もと言わしたけれども、若い者を重点的に、若い者の意見を入れて展開していくということに重心を置いた取り組みをお願いしたいと思っております。

委員長 ; それは意見としてで。

2 番委員。

2 番委員 ; 基金の中身のことですけど、地域振興基金と恵那市の地域づくり基金を今回統合して、振興基金のほうにまとめられたということですが、振興基金と市民のまちづくり基金、

2つ大きな基金があるんですけど、これの使い道ですが条例を読んでもどこが違うのかなというところ、設置目的です。条例の中の。どういうふうに使分けしているのかなと、今回も地域振興基金の中から地域自治区の活動、そっちのほう地域のまちづくり基金のほうで使ってもいいかなと思うものに、今年度の事業、予算の中で出ていると思うんですが、その違いですね、まちづくり基金と振興基金の違いですね。その用途はどういうものに明確に分けて使っているのか、そこら辺のことをお尋ねしたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; まず地域振興基金の原資でございますが、合併特例債を原資に積み上げたものでございまして、これにつきましては用途が限定されております。今後は地域自治区の支援事業のまちづくり補助金に充てていく考えです。市民のまちづくり基金のほうは、原資は合併特例債ではなくて、寄付金などが入っているなど自由に使えるものが多いです。こちらにつきましては地域自治区の定額の交付金に充てていくように考えております。以上です。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしますと、今地域振興基金がですね、利子がついて今35億円になっていますね。これってあまり取り崩しなしできていると思うんです。今言われましたけれども自治区の活動に使うというふうでこれは限定して自治区の活動に35億使い続けると。全部ではないのですが、利子ですね、果実を運用していくという形で備蓄に限定して使っていくということなのか、その辺のこと。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 地域振興基金につきましては果実運用ということになっており、利子で運用しなさいということになっていまして、原資を使ってもよいというものではありません。現在35億円あり利率のよいものを目指して運用するというところで、3,000万円から3,500万円くらいの利財が理想ですが、実際のところは利率が1%に満たないので、3,000万円くらいが現状ですが、その中で地域自治区に補助をしていくというものであります。以上です。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしたら市民のまちづくり基金のほうの基金は自治区のほうには使いませんか、という形で使い分けるということですか。そんな限定はしてないということですか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 地域振興基金のほうにつきましては活動補助金に充てます。それから市民のまちづく

り基金のほうについては、交付金として地区に定額を渡して自由に使っていただくものに充てさせていただくということでもあります。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 17 号 恵那市基金条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 17 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 18 号 恵那市地域自治区条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 今度新たに理念のところを挿入されましたが、この議案書が読みにくくて、しまいの方に 3 条があったり、前のほうに 10 条が書いてあったり、混乱しておりますので、私の理解も混乱しないように見たつもりですが、今回理念が入れられました。自立した地域社会の実現と地域時知力の向上を図るためと、自らが地域課題の解決に向けてということですが、この地域自治区、全国でもあまり例のないものを恵那市は先進的な地域として取り入れたものをですね、地方自治について研究している先生方の間でも恵那市のことについてはいろいろ評価される意見も多く聞きますが、恵那市として自らの評価をどのようにされてみえるのか、それが成文化したものがあれば、それを学者にも見せてやりたいと思いますがどうですか。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; その地域自治区条例が平成 17 年に制定されたその後の評価ということによろしいでしょうか。成文化されたものについては特にありませんけれども、やはりこの理念、合併した前の各々の町、地域、やはり大きな 504 ㎡の大きな自治体になる、そこでやはり小さい地域、旧町村ですが、そこの声が届かなくなってくるということで、小さ

な地域でも市政にすぐに施策が反映できるように、こういう思いからこれができたというふうに解釈いたしますし、地域協議会、これは自治法にもたれて地域協議会というものを設立しました。その地域協議会を13地域に設立していただき、その中にその地域の課題を解決する実行組織であるまちづくり委員会や協議会、これを立ち上げていただきました。個々に10年間に補助金を投入することによって、自ら地域住民にできることは自分達でやろうという意識が徐々に醸成してきた。このような10年間というふうに総括しております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 私の評価をいわなあかんと思いますので、まだ不十分なままのあれでございますが、本当にこの制度ね、悪くない制度と思ってまいりました。合併してそれぞれの町にあった議会というものがなくなると、それで自分達の町を誰が考えるんやろう、どうするんやということについて、こういう地域自治区という地域協議会ね、話をする場が必要だということでこういうものができたと思うんだけどね、本当に評価できると思います。ただ、導入の時期が合併と同時で、仕組みが十分分からんというふうな中で、ただお金があるでいうことで、誤解をして慌てて取りあえず組織を作らなあかんということで作って、何かやらなあかんということでやってきたというような部分があって、ちょっと混乱というかあって、それが地域だけやなしに、職員の中でも理解いただいてないということですが、だから市長も心配をされておりましたが、ちょっと無駄使いではないかという意見もあるかと言ってみえましたがけれども、職員の中では自治の力を育て続けるための投資と思えばよいのではないかという受け止めというか、開き直りというか分かりますが、そういった回答をいただいたこともありました。学会でも、先生達の間でもこの額について非常に興味を持ってみえるわけです。その額は10年間どれくらい投資されたか、それについてはどうなのかという評価はどんなものですか。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 13地域で5億円の予算を地域の人口等を考慮して配分させていただいて27年度が最終的な年度になり、ここで一旦、単年度で清算されるので、5億円きっちり使うわけにはいきませんが、実質的には5億円の90%以上は地域のまちづくりに使われ、今年度が最終年度というものでございます。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 10年間で5億円というと1年間で5,000万円、総額でということですね。それで具体的な事業としてどんなものなのか、やはり自治力が付いたふうに行っているかという

ふうに見えるか、それについてはどうでしょうかね。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 特にですね全体的な総括ではありませんけれども、やはり地域での仕事については合併前はやはり役所や役場が主体的になって引っ張っていった。特にイベントもそうですけれども、やはり行政主体のまちづくり活動、これを地域協議会の事務局は振興事務所長が事務局長でございますので、そこをリードオフマンに地域で主体になって考えていただくというようなことが13地域特色がばらばらなので、一概な評価はできませんが、今回第二次総合計画の地域計画の策定段階に1年間私も携わらせていただきましたが、地域協議会のもとに作ったまちづくり協議会実行委員会、ここが第二次総合計画の地域計画辺りにも携わってきているということで、やはり地域住民の市に対する思いや地域に対する思い、こういうところが芽生えてきたような10年間、その総括だったと感じております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; そのような総括だと思いますが、ただ地域協議会はですね、議会は公選制で選んだ者、地域協議会は地元の人達があの人にやってもらおうとして市長が任命すると、市長の任命下にあるということからどうしても住民の声よりも市長から言わたほうにというようなこととか、中によっては諮問があって、諮問に対して対応するのが、協議会の役目だと、自らというところはないんだというようなことも聞いたことがあります。実際そうかなと思ったりするわけですが、例えば今まではそれについては自治連が地元のことには対応して行政と話をしておったと。ところが自治連の会長さんがこの話は自治連に来るはずと思っていたのに、ちっとも来ないと。そのうち自治連の会長さんにも回覧板で話してあるけれどもというふうなことで、全て地域協議会のほうで話が進められていってというふうな意見も聞いておるわけですね。そういうようなところを今回の改定の中でカバーされるのか、そういうところはどうなのかと思うわけですが、今度条例の中で見当たらんわけですわ。逆に今まで、建議とかそういうような諮問ができることが書いてあったんだけど、確か今までの条例の6条。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 新旧対照表の65ページを見ていただくと、今回地方自治法の中には地域協議会の権限について書いてあります。そして条例については役割という形で少し砕けたような表記をさせていただいて、第10条には地域協議会のそもそもの役割を明記させていただいて、2項以降に省略をされておりますけれども、市長に対して建議ができたり、そういうようなことが1から6の間に書かれております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 今までははっきりと地域協議会は必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができるとはっきり明記してあったわけね。それが今度新しいものは、上のほうにあったか知らんけど、それでそこに入れたのかと。カバーしてあるからダブらんでもよいということで、削除したのかと。しかし、あってもおかしくない、逆に地域の主体性を醸成するためにはこれがあってもいいんじゃないかと、言うような意見を地域自治区の委員からも聞いたわけですが、これについてはどうですか。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; そのことについては何ら変更したことはありませんので、取りあえず新旧対照表には改正点のみを表記になっておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; この地域自治区条例の今回の改正は要は理念のところをしっかりと持ったことと、5 条、6 条、7 条を今までこういう地域協議会に図面に出したやつに、その運営委員会だとかそういうものを、今度は新たに入れるということ、それと 10 条と。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 4 月に図面で説明させていただいておりましたが、この図面をこの原稿の条例に当てはめると、このような表記になるというご理解をお願いします。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; この理念は今までなかったわけですね。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 今まではあえて明記をしておりません。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 自治区条例がどんどんバージョンアップして地域のまちづくりができる仕組み上はすぐ整ってきたと理解しております。ただ、やっている住民の皆さんがボランティアであったりする。そんな中で、今回役割を明記され、地域協議会の役割、あと運営委員会の役割が 1 番から 8 番までと本当にたくさんの役割を担うわけですが、この中でですね、今 27 年度ある程度試行でやってきている皆さんの意見として、今どんなことをお聞きしているかということと、私は特に 1 番から 7 番までたくさんある中で、括弧 7 市からの交付金、補助金等の適正な執行管理に関する事項が入ってきた場合、住民だけではできないと思うんです。推進力となる行政のリーダーシップのある方が入りながら、一緒に進んでいくというところが大事だと思いますので、ちょっとその

辺の運営委員会のことと、市民の皆さんの意見と、市の職員との関わりを教えてください。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 今回この1年、運営委員会を各13地域に立ち上げていただいて、特に運営委員会が中心となって地域計画の行動計画について策定をしていただきました。従来の地域協議会、ここに地域の運営委員会、これは全協の中では戦略的というような表現で話をさせていただきましたが、実行的な地域でいろんな人をマネジメントするまでまちづくり市民団体、地域の有能だという人、この辺りの掘り起こしも含めて地域の運営委員会が次のまちづくりを担っていく、ここに運営委員会を作っていたということが、今年1年重要なテーマであり、またこの活動を本格的に始動されるところまでにはきておりませんが、13地域での行動計画はこの運営委員会が主体となって、作っていただいて、これを地域協議会が承認するというような仕組みとして、この辺につきまちは地域の実情はそれぞれですので、いろいろご意見をいただきましたが、やっとなんかここまできたところでございます。当初予算でご審議をしていただきますけれども、まちづくり補助金、これは1事業50万円、地域間連携100万円ということで、手上げ方式、申請方式にて作った、5億円のまちづくり補助金の次の補助金ですけれども、これの最終審査がそろそろ出来上がってきました。実績をみますと、地域の単独では67の事業、地域間連携では7というように、これは地域が主体となって補助金を申請をしていただくということなので、件数的から言ったら十分多い件数が出てきたなというふうに認識しております。ですので、こういうような委員ご質問のような、7条7に市からの交付金、補助金等の適正な執行管理に関する事項ということで、この運営委員会の中にお金が入ってまいりますので、市の職員はあの図では積極的に関わるといふふうにごうたつてございますので、市の職員を入れながら適性に管理をしていくというようなことを考えておりますし、全てを管理するというわけにはいきませんが、公金的なものでございますので、ここは市がしっかりと管理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 先ほどの条例改正の中で、コミュニティーの話がありましたが、それによって、振興事務所長が何でもなんでもやらなかと、いくつもいくつも、次から次に、財産区なんかもやらなあかんしというようなことで、大変な中ですが、今度条例改正によって事務所のキャパは増えるというふうに理解してよろしいですか。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 運営委員会の役割を明記させていただきました。1年間助走期間としてやらせていただいて課題として見えてきたのが、運営委員会は事務局ですので具体的な行動計画であったり、行動計画を実現するための作業をしなくてはならないというわけですね、機能としては。今までの経験としてまちづくりがこういう主体的にやってきたところが、慣れてないものですから、会議形式になってしまったと。地域協議会も会議をしている、自治連合会も会議をしている、運営委員会も会議をしている、こういうような状態も多少みられます。そういったことで、作業していただく、それには振興事務所の事務局機能を発揮させてあげないと、なかなか軌道に乗ってこないと認識しております。今回の予算の中で、人口減少対策を中心にまちづくり推進員というのを各振興事務所に配置したいと思っています。今定数の問題もありますので、できるだけ、民間からこういった方々を登用しながらですね、振興事務所のいわゆる体力を補充していきたいと考えております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 分かりましたが、振興事務所長は地元ならいいけれども、武並やあっちのほうには常に恵南の方がきていらっしゃると言われるわけ。そういう面も考慮した人事配置、十分相談に乗れる、振興事務所長も赤い顔せんでもいいようにずっと話ができるような、そんなふうで人事配置も考えていただきたいと思います。要望ですが。これまで回ってきた中での感じだそうです。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 今の推進力となるまちづくり推進員ですね、この人については、私はどちらかというと、5番委員さんとは逆というか、やはり地元の方も必要だと思いますが、やっぱり住民と一緒に関わりながら、情報提供や研修機会を作ったり、やっぱり組織をマネジメントできるというそういう方でないと、なかなか進んでいかないなということを感じるわけです。地元の方も当然スタッフとして入ることは必要かもしれませんが、地元じゃないといけないというふうには思いませんが、その辺りのこれからの考え方はいかがでしょうか。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 今私どもが考えておりますのは国の制度で地域おこし協力隊というものがありますね。これとは別に集落推進員という制度もございます。この集落推進員はいわゆる地区外からも公募できますし、地域内でもいいですよ。こういった仕組みになっています。今回私どもが設置しますまちづくり推進員は今申し上げた集落推進員の制度をほぼ活

用したいなと考えております。したがって地区外でも結構ですし、地域の中で適切な方がみえれば採用していただくと、こういうことを考えております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第18号 恵那市地域自治区条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第18号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第19号 恵那市 市民会館条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 市民会館条例、初代は昭和30年代に作られて、恵那高が火事になった時、私は3年生で授業を市民会館でやったわけですが、これは昨年解体されたわけですが、その後元の体育館を市民会館とは変更して、あそこの公民館は中コミュニティということで、周知されて、やっと中コミで待つんやととか言われても分かるようになったんですが、今度また市民会館にするということになるんですね。非常に分かりにくいもので、何とかならんものかと。そのようなことについては配慮できなかったのか、そのところをお聞きします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 今回公民館条例を廃止しまして、コミュニティセンター条例というものを制定するわけですが、その中にあえてこの中コミュニティセンターは入れてございません。それはそれぞれのコミュニティセンターは地域と密接に関わりを持ちながらそのまちづくりに関わっていただくと。当然学習機会も提供するわけですが、そういう施設だと認識しております。そういう中でこの中コミュニティセンターについては、確かに元々中央公民館、中コミュニティセンターと名前が変わってきておりますけれども、地域とのつながりというより、ここを主に利用するのは市民講座であ

りますとか、あと 70 を超えるような活動団体の活動場所という位置付けというようなこともありますので、すでに市民会館、体育館のほうもこの中コミュニティセンターのほうが一体に管理をしておりますので、今回他の地域のコミュニティセンターとは一線を隔すということでここは市民会館というふうに名称を変えていきたいというふうに考えております。なお、その中では講座もやりますし、活動団体の活動拠点という位置付けではございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; そういう中で、社会教育法からはずさなければならない理由が私は分からないんですね。なぜこういうふうな形でね、ここも残しておけばいいじゃないかと。中公民館は中公民館でいいんじゃないかと思ったりするわけですが、社会教育法から外す、コミュニティにしなければならない特別な理由というのは、教えてください。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 今回公民館条例を廃止してコミュニティセンター条例をしたということでございますけれども、当然その中で、社会教育に関するいろいろな事業はそこで引き続きやっていくわけですが、よりまちづくりと一体的に事業を進めていくほうが地域にとって使い勝手もいいですし、ただ貸館や講座だけをやる施設ではないということで、市民の方により使いやすい方向ということで、今回社会教育法の縛りを外させていただきました。そして恵那市の公民館は今後中央公民館が 1 つという形になるわけですが、この中コミュニティセンターにつきましても現在社会教育法に関する事業以外のことで使っている部分もすでに多いので、ここは市民会館ということで、もっと広く市民の方に利用していただける会館にしたいというように思っております。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 具体的にこの条例は今まで教育委員会が管理しとるわけだけれども、今度市長局ということになると、今度まちづくり推進部で管理していくの。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 従来現行の市民会館部分というのは、中コミュニティセンターが管理していたということですが、今回中コミュニティセンターを社会教育法の適用を除外しますので、市民会館としてまちづくり推進部が管理させていただくということでございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 実際に貸しホールというか、そんなことで本当に地域のためになるかどうか、市民のためになるかどうか、そのどういうものに使っていくのだろう、多目的施設とコミュニティ施設とどういう具合に変わっていくか、活用方法は。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 先ほど課長も申し上げておりますけれども、すでに社会教育事業以外の活用も多くなっております。そして現在公民館講座はやらしていただいておりますし、今一番多いのはサークル活動ですけれども、これは地縁的なつながりではなくてですね、従来ここは中央公民館だったんですね。幅広く受益があるということです。そういった面では社会教育以外に様々な広い受益の方々にご利用いただくためにも市民会館という名称の方が的確であると判断させていただきました。そして加えて申し上げますと、原稿の市民会館というのは非常に老朽化しています。ただし、非常にニーズも高いです。様々なイベントや物販にも使われております。そういった機能を今後例えば老朽化した市民会館を例えば建物を壊した後に、更地として広場として使っていただけますけれども、当然施設機能も必要です。そういう面では中コミュニティセンターを複合的に使っていただくということも視野に入れながら、今回市民会館に統合させていただくということでございます。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; それでは恵那市は三学の町ということでうたっておるわけですが、ここを三学の町の拠点として使う計画はどのようなものがありますか。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 後ほど文化センターの条例の見直しを提案させていただきますが、三学の経典としては現在文化センターの中の中央コミュニティセンターを中央公民館として名称変更させていただきますが、ここが拠点となります。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今のお話は教育委員会のほうから聞いたんですけど、やはり貸し館、貸しホール的なセンスでものを扱っているように思えて残念ですが、もう一工夫検討していただくことをお願いしておきます。

委員長 ; 他にございませんか。4番委員。

4番委員 ; 現市民会館の利用状況を、年間何日ぐらい使ってみえるかということと、例えば使用料収入、それと将来的には取り壊しという話も出たのですが、取り壊し計画はどのように思ってみえるかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 利用状況につきましては、申し訳ございません。正確な数字は持ち合わせておりませんが、土日を中心に物販関係ですね、そういうもので、年に十数回の利用と、体育関係で週に2、3回室内のインディアカですとか、卓球ですとか、そういうもの

でご利用いただいております。それはほぼ毎週のように入っております。収入につきましては、今年間 130 万円程度の収入がございます。あと市民会館の取り壊しということでございますけれども、建物自体はかなり老朽化してきております。ただ、26 年度に中の非構造部材の耐震化につきましては実施をさせていただきました。ただ、全体を管理していこうと思いますと、やはり取り壊しという方向でないと、維持管理が大変でございますので、それにつきましては平成 30 年を目処に予定をしております。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 市民会館のおよそ敷地面積の半分くらいの面積は借地になっております。今地権者の方ともお話をさせていただいておりますけれども、借り入れをしたときの経緯もございまして、そういったところを地権者の方にもご理解いただきたい。ああいったところは時期にも影響してきますけれども、今課長が申し上げましたとおり、なるべく早い時期に取り壊しをしたいと考えております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 19 号 恵那市 市民会館条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 19 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 20 号 恵那文化センター条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

5 番委員。

5 番委員 ; 文化センター条例についてですが、前に議会でですね、平成 23 年 3 月議会で確認、6 条の 3 についてですね、宗教団体及び政治団体云々とありますが、これについて確認をしたわけですが、これは公民館は政治的の水準を上げていくためにも必要である

と言われておって、私どもが行う市政報告も公民館を使っておりましたが、これからもそれでよろしいですかとお伺いしたところ、公民館の利用ですが、例えば市政報告会だとか、一般市民を対象にした事業であれば現在でも使用していただいております。こういう答弁がありました。これに変わりはないと理解してよろしいですね。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; そのように認識しております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第20号 恵那文化センター条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第20号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第21号 恵那市串原郷土館条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

5番委員

5番委員 ; 恵那市にある文化財を岩村に集めるという話のようですが、串原のものもそこに集めるという考えていいわけですか。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 串原郷土館につきましては、現在地域のNPO団体に指定管理をお願いしております。

こちらで協議をしてきた中で、自主自立的に運営をしていきたいというご要望もいただいておりますので、文化財としての価値を損ねないような形で有効に活用していただくということで、現地で活用していただくと、そういう方向で考えております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第21号 恵那市串原郷土館条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第21号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第30号 恵那市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第30号 恵那市火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第30号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第31号 恵那市こども園設置条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ; 幼保連携型認定こども園を大きな市民の関心の元で容認されたわけですが、まだ分からないのでお聞きするのですが、指定管理をしたところではそれはだめだよと。幼保連携はだめだというふうに言われてきた、私も国へ行って言われてきたわけですが、なぜいのかんと。今度保育所型にすればそれが許されるかと。書いてある紙に、国の基準ではあかんよと、直営でないといかんとかそういうことが書いてあるけど、な

んでいかなのかが分からん。じゃあここまでこんなふうなことになってきたのか、そここのところが分からんわけですね。今もホームページで見ても、文科省、厚生労働省、幼保連携室、内閣府こども子育て本部のホームページを見ても分からんわけですね。学級編成について満3歳以上の教育時間相当利用時、及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編成すると。それから教育、保育の内容として、幼保連携型その他の認定こども園については幼保連携こども園教育保育要領を踏まえて教育、保育を実施、括弧してね、幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが前提としてあるわけね。続いて小学校における教育の円滑な接続、認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮と、こういう説明が書いて出ておるわけです。だけども、どこがどう違うのか、まったく変わりはありませんよと言われるんだけど、ここまでいろいろ取り組んできた中で、分からんままではいかんもんだから、なんでこういうことになったのか、そここのところを教えてください。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 幼保連携型認定こども園とそれから保育所型認定こども園の法的性格につきましては全協、それから議会におきましてもご説明をしたとおりでございます。幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設として学校であるというところに重きを置いているということですね。学校というのは学校教育法の中で設置者管理主義というものがとられておって、設置者が直接管理するというものでございます。我々が幼保連携型について指定管理を導入したということについては指定管理と言いましても市が目的とする幼児教育、保育の理念にしたがってその中で園を運営していただく、そういった意味では設置者が管理者を管理するという視点に立って、幼保連携型を運営できる、このように考えておったところですが、国ではそうではなかったということでございます。それから、なんでということですが、新しい制度の中で、こども園の類型が4つできました。これは国の方でもこども子育て支援法、それから認定こども園法を改正して、国を上げて子育てをしようという大目的があります。情勢としましては公立の園だけではなく私立、法人が運営する幼稚園、保育園というのが日本全国多くございます。その中で、速やかにこども園のほうへ移行を進めていく場合において、なかなか法人さんによっては運営面、財政面等で現状の国からの補助、あるいは都道府県からの補助というものが、すぐに断ち切ることがなかなか難しい。そんな中でこども園を運営する中に幼稚園型、これは従来の幼稚園に保育所機能を持たせる。もう1つの保育所型は従来の児童施設に幼稚園機能を持たせ、それぞれがこども園として、保育時間の長短はありますけれども、それぞれの家庭のニーズに沿いながら新しい制

度の中でこども園として運営していこうという中で生まれたのが4類型でございます。保育所型というのは児童福祉施設が前提となっておりますので、従来どおりの指定管理を行わせることが可能でありますし、委員も若干触れていただきましたが、幼稚園型でありましても、保育園型にしましても基本としましては、国の定めます幼保連携型認定こども園教育保育要領、これを踏まえてその園での教育、保育を行わなければならない。これは認定こども園法の第6条に明記されておりますので、その点を持って4つの類型でもバランスを保ちつつ新しいこども園を運営していこうというのがこの主旨でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 要は学校教育法という、校長先生とかね、そういうような厳しい、そういうような元でなければ幼稚園教育はできないんだぞということなら分かるんだけど、やっとなことは一緒でもたまたま名乗るのであったら、分けなあかんと十分理解ができる。まだ、分かりませんがいわゆる保育所型は今までよりも預けやすくなるというか、資格のいる人、園長さんとか、校長先生とかが資格がなくなつてできるよというような格好で理解をしていけばいいかなと私は思うわけですけど、民間だったら厳しい、そんなにキャリアもなくとも園長としての管理ができるんだと、ところが幼保連携型となれば、それなりの資格を持ったものでなければならんよと、直営ならばよいけれど、委託する場合にはそういうふうだよというふうな規制なのかなというふうに思うわけけれども、それは邪推というものかどんなものでしょうか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 園長、従来の保育園園長、幼稚園の園長、それぞれの資格につきましてはこども園となっても従来のそれぞれの資格の適用範囲をそのまま継続しておりますので、何ら変更するものではありません。こども園は幼稚園教員免許、保育士資格、両方を持つことが望ましいとなっておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 恵那市は民営化を推進してきたわけですけど、今明智、山岡もと、第一行革の中ではね、上がってきたわけですが、今度の保育所型にするになったら全部の元保育所のところは全部保育所型認定こども園にしておいたほうが、後の事務がやり易いのではないかと。例えば山岡の指定管理にしようと思うと、今の幼保連携型こども園にはできんわけだ。そしたら一緒にやっていたほうがよかったのではないかと思うのだけれど、なぜしなかったのかをお願いします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長；新しい制度の中で、社会が子どもと一緒に生きていこうという理念があって、幼保連携型認定こども園というような施設形態が生まれてきたわけで、これは私どもが従前から追求してきております、幼保一体化の取り組みに合致するものであります。幼保連携型認定こども園というものがあるのに、保育所型でいいのではないかということでは、幼保一体化を進める上では、いささか方向性がおかしいのかなと思います。

委員長；5番委員。

5番委員；そうすると、今の城ヶ丘や長島、岩村は幼保一体型の恵那市の狙いとはそぐわないという理屈になってしまうけれども、これをやってもこれはあれなので、そういうふうな問題があるよと、だから長期的な面からも考えてもう一度恵那市の幼児教育、幼児保育はどうあるべきかをいうことなんかも考えていただきたいと思うわけですが、そんな中で、今度長島保育園、今の構想で行くと直営の幼稚園であった二葉こども園と保育所型認定こども園の民間に委託している長島こども園を一緒にするという計画で最近も会議があったようですが、どのような段取りでこれを一体化しますか。手っ取り早く考えるのは、二葉こども園を廃園にして、新しい長島保育園で保育所型認定こども園として、そこへ持っていくと、そうすればできると思うのだけれども、どういうふうな段取りでそういうふうと一緒にやられるのですか。

委員長；幼児教育課長。

幼児教育課長；新園につきましては現在建設委員会を組織してこれは地域住民の方を交えながら、加えて関係者とともに、どういった園を建設していくかという意見を取りまとめるところでございます。ご指摘のとおり2園が統合するというところでございますが、場所も新たな場所が変わってまいりますので、考え方としましては、現在ある両園を廃止して、新しく新園を設置するということになろうかと思っております。運営形態等につきましては今後ご意見を伺いながら検討を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

委員長；他にありませんか。

2番委員。

2番委員；1つ確認したいことですが、今回のいろんな事務のいざこざがあったわけですが、まず現場のほうの子どもと保護者の影響はどうだったかということと、もう1つはですね、正直職員の皆さんがやってきたことで、大変プロがやってきたことですので、本当に大丈夫だと思っていたんですが、実は私もこども園という国の制度の中で、内閣府が確か管轄になってやってたと思うんですね。そうすると学校のほう、厚生労働省と文部科学省の2つの国のほうの在り方も少し不透明なところがあったか

と思います。だからこども園を作るときにですね、県のほうの方といろいろ協議してきた中で、県のほうも分からなかったということもありますので、市町村から見直しですね、この分かりにくさ。これを国や県に伝えることも大事だと思うんですけど、そこら辺のところはアクションされているのか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; まず1点目の現場への影響ということがありますけれども、このニュースが新聞でも報道されて以降ですね、現場にも心配される親さんからの声が2、3届けられて、保育園に戻っちゃうんですかとか、声が寄せられたようですけども、そういうことではないとしっかり誤解を解いていただいております。指定管理者本部のほうに対しましても、法的性格、それから市が考える幼保一体化施策というものをご理解いただいたところでございます。それから国へのというところでございますけれども、ここにですね、お配りはしておりませんが、今後の学校の管理運営の在り方について括弧中間報告というものです。これは平成15年に中央教育審議会が文部科学大臣から諮問を受けたものでございます。今後学校の運営をどのように考えていったらよろしいでしょうかという諮問であったようですけど、その中に後半のところ、今後というところですね、現在の設置管理主義というものはあるのですが、社会全体には私立の幼稚園があったり、私立の高校があるのはもともとですが、そういった社会情勢になってきて、そこでも十分な教育を行っているという状況を鑑みると、いつまでも学校全てを設置者管理主義の下に置くのはいかなものかというご意見が出ております。ただし、小学校、中学校という義務教育の部分というのはこれはこれで重要な国の責務として重要な部分がありますので、そこに直ちにメスを入れて置くというのも、若干議論がいるのではないかと考えられております。その上でまず差し当たり幼稚園であったり、高等学校であったりというところに民間の管理運営委託というものを議論をさらに深めていく必要があるというのがこの中央教育審議会の中間報告、これは答申でまとめられた部分でございますが、これが平成15年に出ております。すでに10年あまりを経過して現在も同様の状態が続いているということでございます。昨年国のほうではですね、国家戦略特別区域、特区ですね。国家戦略に基づく特区について一部を改正する法律というのが国会に提案されまして、その中で構造改革特区として、高等学校の管理、公立高等学校の管理委託を特区でもって、行わせるというような条文が盛り込まれています。これは新しい国家戦略にとって相応しい人材を育成するという目的が主でありますけれども、そういった部分からも、公立学校の民間委託の門戸が開かれつつあるという状況であります。先ほど5番委員さんからも指定

管理園は市の方針からも一線を画くとお話もありましたけれども、そうではなくてこども園にすること、指定管理に出すことが目的ではありません。私共が目指していくのは幼保一体化というのが目的でありまして、こども園、指定管理というのはそれぞれの手段、ツールだと考えております。指定管理者が運営する園においては我々の恵那市の目指す幼児教育、保育というものにしっかりと取り組んでいただく、これは大前提でございますので、そういった考え方を常に持って、いきたいと思っておりますし、先ほど2番委員に言われましたように地方では民間を活用しながら園運営を一体的に行っていくという事情がどうしてもあるということを県を通じ国に、必要に応じては特区の申請も視野に入れながら我々の現状をお伝えしていかなければならない、そういったところに努力を向けていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ; 市長。

市長 ; 昨年の暮れに県の子ども女性局長さんにお会いして、幼稚園はいいのに、保育園はだめというのはおかしいじゃないかという話をしました。当然、県もこのことは十分承知してみえて、このことについては国のほうにも働きかけていくというお話もいただいておりますので、また改めて私のほうから県を通じて指摘をしていきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 幼児教育課長からのお話がありましたが、後半のほうは私が質問しておりません。逆に恵那市の事務を指定管理にしていきたいという事務をやるのに対して、残しておいたらまた手間になるのではないかねと、やるのであったら一緒にやったらどうかという行革、行革の推進ではないな、事務のことを排除して話をしたつもりですので、誤解のないようお願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第31号 恵那市こども園設置条例の一部改正について」は原案のとおり可決す

べきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第31号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩といたします。

(午後0時1分休憩)

---

(午後0時59分再開)

---

委員長 ; 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

連絡として欠席の申し出がありましたので、発表します。教育次長の岡田さんが公務のため午後から欠席ということですので、よろしくお願ひします。

委員長 ; 次に、「議第40号 平成27年度恵那市一般会計補正予算 第5号(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。平成27年度3月補正予算の恵那市予算資料の方でページを言って質問してください。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5番委員。

5番委員 ; 基金のところで6ページでいいかな。岩村城再建基金は262万5,000円を取り崩しているんですが、これまで最近の歳出経過どのようであったか。それともう一つ、お城を造るということで募金箱が設置されているが、そのお金は誰が管理しどこに入れておるのかお伺ひしたいです。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; まず最初の歳出の経過ということでございますが、全協の資料に少し載せさせていただきましてけれども、平成21年度に800万円岩村城再建推進事業に使われている以外は使われておりません。募金箱の管理というところでございますが、平成19年度までは恵那市に寄付を頂いてこの基金に積んでおりました。それ以後につきましては、実行委員会が管理しているということでございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 実行委員会なら財務課は、これは議会の聞く話ではないと。岩村町のまちづくりのほうで見ておいてもらえば言いということになるわけですね。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員

2番委員 ; 補正予算資料の7ページです。先ほど地域自治区の活動が今年度このようなことがあ

りますと言われたと思いますが、事業費が3,050万ですね。これの地域単独と地域連携、具体的にどういった事業に支出をするか。少し事例を挙げて言っていただくとわかると思いますけど。お願いします。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 地域単独事業、先ほどの質問の中で67事業申請があったということで、例えば大井町だと地域計画が理想の地域計画を実現するための行動計画を作っていただきまして、それに則した事業を行うというのが大前提で審査をしていただきました。例えば大井町だと防犯、笠周あたりだと福祉的な観点であったり、13地域実情に応じた課題がありますので、それに見合った事業展開のために補助金を活用して事業を実施していくということで、今のところ最終的なつめがありますので、最終的な交付決定は4月以降になるかと思いますが、バラエティにとんでいる、そのような内容です。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 分りましたけれど、最終的にということですけど。ちょっとお願いですが、議会のほうにどういった事業をやるか。それぞれの各地域で。ぜひ資料として出していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 情報提供させていただきます。

委員長 ; 他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 予算資料の14ページの上段の3目、こども園管理運営費6,900万。それから仮称長島こども園建設事業費が620万。約7,500万いらんということだけど、この減の原因は为什么呢。減った原因。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; こども園管理運営費の中の補正の内容を説明したいと思います。委員ご指摘の6,900万ですが、主に今年度から臨時保育教諭の身分を一般職非常勤と改めて待遇も若干改善してこども園に備えたわけでございます。当初に26年度の賃金保育士であった方々が一般職非常勤という身分のほうに多くが移行するのではないかという予測の下に、予算を計上したわけでございますが、思うほどの移行は無く、従前の臨時任用職員として勤務いただくという方も今年度もありました。そのような次第で報酬それから共済費、通勤に伴う通勤費、費用弁償ですね、この額が減額の主なものになっております。以上でございます。

委員長 ; 1番委員。

1 番委員 ; 当初の予算のときにそれだけみたけれども、実際はそっちに移行しなかったの、減ったという事かな。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; ご指摘のとおりでございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 仮称長島こども園が 623 万 8,000 円、1,300 万からこれ減っているけれども、この内容は何かあかんのですか。

委員長 ; 教育次長

教育次長 ; 仮称長島こども園の実施設計委託及び汚染対策検討業務の入札差金による減額でございます。

委員長 ; 他にありませんか。2 番委員

2 番委員 ; こども園の事に関連ですけれども、現実的に今職員さん保育士さん教師さんの足りない人数はどれくらいあるのかというのを教えていただきたいですが。

委員長 ; 幼児教育課長

幼児教育課長 ; 足りない人数ですか。

2 番委員 ; 先ほど予算で当初は見ていたが実際には集まらなかったという話だったと思いますが。

委員長 ; 幼児教育課長

幼児教育課長 ; 集まらなかったのではなく、臨時的任用職員から非常勤一般職への移行が少なかったということであります。参考までに申し上げますと、臨時的に任用した職員の登録数がおおよそ 100 名でございます。一般職非常勤の登録が 28 名ということで 27 年度運営をいたしました。この数は十分充足しているか、園の運営に必要十分な数であるかという、そこまでは言い切れないところがありまして、その中でもなんとか運営をここまでしてきたというところであります。引き続き職員の募集は常々行っていきたいと思っています。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員

5 番委員 ; 来年度の保育士の充足は、対応を取れていますか。3 月末で退職者が大幅に出るとか、そうではないとか、思いのほか少ないとか、3 月末の退職見込みはどんなものか、お伺いいたします。

委員長 ; 幼児教育課長

幼児教育課長 ; 来年度もこれまで入園の受付をしておりますので、各園その園児数に応じた職員を配置していきたいと思っておりますし、退職される方につきましてはその補充を新規採用として行ってきたところであります。

委員長 ; 5 番委員

5 番委員 ; それはちゃんとやっていただいていると思いますが、状況はどうですか。心配しなくても十分ですよとか、他所へ流れていくこともないし、ご心配なくということなのか。あちこちせんと人数の確保は。確保はするけど臨時でやらなあかんとか。順番に園長さんに迷惑をかけるとか、そういった状況をお聞きしたい。

委員長 ; 幼児教育課長

幼児教育課長 ; 正職員と臨時さんお手伝いをさせていただく方の割合は、今年度と変わらないぐらいと認識しておりますし、先ほども少し触れましたけれども完全に充足しているということではありません。いろんな子供が入園してまいります。その中には支援を要する子供もいますので、そういった子供に対しての特別な配置も必要ではありますし、常々課題として掲げています未満児保育をしっかりとやっていかなければならない。それから保育時間もご家庭のニーズに見合うように対応していかなければならない。そういうことを考えますと、現状の職員数でも更に充実する必要があると考えておりますので、今後も職員の充足には十分意識を留めて行ってまいりたいと思います。

委員長 ; 5 番委員

5 番委員 ; 今一番気を使っているのは待機児童だと思うけれど、恵那市では4月での待機児童は大丈夫なのかが1点。一定の数はあるか。お伺いします。

委員長 ; 幼児教育課長

幼児教育課長 ; 待機児童に関しましては例年通りゼロ人でありましたが、希望する園が一杯で抽選に漏れた方が7名ありまして、その方々は私立の保育園でありましたり、認可外保育所での保育を選択された方もございます。そのあたりのニーズを今後充足していくのが私どもの課題であると考えております。

委員長 ; 他にありませんか。2 番委員

2 番委員 ; 予算資料の20 ページの公債費です。今回の3月補正で繰り上げ償還を8億3,000万円ですかね、かなり金額が大きいと思うんですけど、これは一般財源のほうからは償還するということだと思うのですが、基金のほうで減債基金があったと思います。その減債基金はそんなに動いてなくて、むしろ増えている。ちょっとずつという感じですけど、財源の使い分けというか一般財源で8億補正でやるのかという感覚なんですけど。基金との関係を少しお尋ねしたいと思うのですが。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; 今回の8億3,000万の財源ですが、地方交付税です。8 ページの一番上段のところを見ていただきますと地方交付税で大幅に補正しております。地方交付税につきまして

は、7月に算定は終わっておりまして、留保財源ということで持っておりますけれども、今回、全額使えば8億程度は繰り上げ償還できるということで、今回8億をめどに繰り上げ償還を進めてきたものであります。交付税があまり減らなかった理由としましては、合併算定替が当初予定していたよりも国が財源手当てをしてくれまして、あまり減ってこなかったということもあり、留保財源が多く出たために繰り上げ償還を行うものであります。減債基金につきましては、今回は使わずに繰り上げ償還しておりますが、こういった留保財源が無いときに繰り上げ償還をしなければならないときには、減債基金を使いながら繰り上げ償還をしていきたいと考えております。

委員長 ; 2番委員

2番委員 ; 今回、地方交付税の分がほとんどそちらに回っているということで、これが無かったら繰り上げ償還をしないよと、そういう風になってくるんですかね。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; 無かった場合につきましては、財源は減債基金を活用して償還していくということになると思います。

委員長 ; 2番委員

2番委員 ; これからも年度末にこれくらい沢山できるだけ償還していくという考え方ですか。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; これにつきましては、平成25年から3年間かけて、主に合併前に借りた資金について繰り上げ償還をしようということで、計画的に行ってきたものであります。特に平成30年度以降の合併算定替で厳しくなってきたときに備えて、それ以降に償還が残っているものを中心に平成25年度に市中銀行と交渉して利子の部分を免除していただいているものです。それと政府資金につきましては、今年度8億ほど余るということになりましたので、さらに余裕が出ましたのでその分を1億1,100万ほど今回補正するものであります。次年度以降につきましては、再度どの分を返していくかということとを議論し計画的に返済していく事になります。その時の財源は減債基金であるかもしれないし、当年度で一般財源が余ればそちらのほうで償還していくかはその時の状況に応じて判断していきます。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員

4番委員 ; あわせて公債費の関係で質問しますが、今回合併特例債が7億円以上も入っているということですが、金利の関係で繰り上げ償還の対象とされたかどうかと、繰り上げ償還の補償というのを他で見たんですが、これは金融機関に早く解約して返すということで必要なものかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; 市中銀行につきましては契約の中では大きな損失が出たときには補償金を支払うという契約になっておりますけど、話し合いの中で市中銀行につきましては、恵那市の方針を理解していただきまして補償金は免除していただいております。しかし、政府資金につきましては一定のルールがありまして、こちらにつきましては利子に対する補償金ということで1,600万円ほど計上しておりますが、今後支払わなくてよくなった利子から補償金を払ってでも返したほうが得になりますので、今回繰上償還をさせていただきます。

委員長 ; 4番委員

4番委員 ; 合併特例債を選ばれた理由は。金利が高いとか。7億以上入っておりますが、その辺は。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; これにつきましては、平成30年以降に大きく公債費が膨らむため、30年以降に償還があるものを選びました。そのなかで古いものから順番にということで、合併特例債の一番古いものが今回出てきたということです。合併特例債の目的などという事ではありません。結果的にこれになったという事です。今回の繰上償還に対する効果ですけども、繰り上げ償還したことによって補償金を払っても約4,500万の利子が将来負担しなくてよくなり、効果があります。

委員長 ; 4番委員

4番委員 ; 低金利政策という時代に入ってきたわけですが、新年度予算にも関係してきますけれど今の公債費の借り入れの利率の現況とかですね、借り入れを済んだものは別だと思えますが。基金の利息、今後のどんな見通しかお聞きしたいです。

委員長 ; 財務課長

財務課長 ; 借り入れの状況ですが、平成26年度債を借りたときに0.4から0.5%程度の利率で借りております。1年ぐらい経ちまして、かなり金利が暴落しております。最近の政府資金の金利でみますと0.2から0.3%ぐらいが標準的な利率になっています。預金のほうの利子ですが、現在170億ぐらい基金がある中で100億ぐらいが定期預金で運用しております。もともと低い金利が更に低くなり、0.1%に下がると単純に100億の0.1%で1,000万程度基金の積立金が少なくなると見込んでいます。

委員長 ; 他にありませんか

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第40号 平成27年度恵那市一般会計補正予算(第5号)(歳入歳出所管部分)」  
は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第40号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; それでは次に、「議第52号 平成28年度恵那市一般会計予算(歳入歳出所管部分)」  
を議題といたします。

まず歳入から行います。

予算資料の16ページの市税から20ページの市債についてご質疑ありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 16ページ地方消費税地方。9億4,550万これの配分先は福祉だけか。ページ15の3  
億8,940万のほかに何に使っているのかと。お伺いします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 予算資料の15ページをお願いします。15ページの一番下でございますけど、地方消  
費税について税率引き上げ分については社会保障財源化分ということで必ず社会保  
障に充てないといけないということになっております。従いまして、社会保障の3分  
野、社会福祉、社会保険、保健衛生これらの事業に幅広く引き上げ分については充  
当しております。残りの部分につきましては、一般財源ですので税と同じように自由  
に使っております。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 17ページ、児童福祉費負担金2,020万1,000円、これはなぜ減ったのかというこ  
とです。お願いします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 主にはこども園の保育料であります。実際には今年度算定として決定した保育料を元  
に次年度を計上しており、前年比で1,500万ほど減となったということでもあります。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; よく聞く話では、新制度になったら多子世帯は大きく負担が増えたという風なことで、

この前札幌北海道テレビか、深夜にテレビで放映しておりましたけれど。6人おる子供のお母さん方とかね、4人いるとか。恵那市も大勢多子世帯もあるはずなわけなもので。それが保育料の値上がりによって預けるのを遠慮するという風な混乱は出ているのかなのか、その辺のところどうですか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; いろいろなところからのお声の中で保育料は恵那市は高いというお声は聞いてはおりますけれども、実際に保育料が高いから入園しないという声は届いてはおりません。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 先日、中日新聞に子育て支援ということで県の計画が載っておりました。国は4月から18才未満の子が3人いる年収360万未満の世帯を対象に第3子以降の保育料を無料にすると。これに加えて県は年収360万以上470万未満の世帯の第3子以降の保育料についても無料にすると。費用は市町村と折半して負担するため、希望する自治体のみで実施するといっておりますが、恵那市の場合は県にいつておるのか、それとも全然これからののか、どういう状況になってますか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 多子世帯の負担軽減についてご説明を申し上げたいと思います。委員おっしゃられたように国でも28年度予算幼児教育の無償化の一環として、まず多子世帯について保育料の負担軽減の実施をしております。内容はいま委員のおっしゃられたように年収が360万未満の世帯について2人目以降の子供、2人目を半額3人目を無料とするということでもあります。これまでは1号認定子供の場合は3歳から小学校3年生まで。2号認定3号認定はゼロ歳から5歳までの6年間、このそれぞれの6年間の中に子供が2人3人いる場合に半額あるいは無料というような制度であったものを、この年収360万未満につきましては年齢によるカウントを撤廃しその世帯に子供が2人以上いれば2人目半額3人目以降は無料ということになったわけでもあります。国の方策のもう1点で一人親世帯等の負担軽減というものもあります。一人親世帯というのは、母子家庭父子家庭等あるいは障害をお持ちのかたが家庭にみえる場合といった世帯をいうわけではありますが、この一人親世帯等の保育料につきましても年収360万未満の世帯につきましては第1子目を保育料半額、第2子以降を無償とするということでもあります。このアナウンスが国から発出されて以降、当市におきましても28年度予算においてこの分を27年度の現在の実績に照らして来年は当該世帯に対し保育料の負担軽減を図ってまいりたいということで予算は計上しております。ちなみに申し上げますと、多子世帯の保育料負担軽減でおおよそ減免額が260万円、一人親世帯のほ

うでおよそ 230 万円、概ね 500 万ぐらいが今年度の保育料から減額をするということで予算に含んでおります。先ほどの前年対比の予算で減額になっておりますが、その中にもこの 500 万円相当分を含んでいるという事でございます。それからもう 1 点、岐阜県が 28 年度予算の中で発表したものでありますけれども、岐阜県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金という名前ですが、その補助金を創設しました。これは国がカバーするところを加えて 360 万円以上 470 万円未満の世帯収入の世帯について 3 人子供をお持ちの世帯に対しその 3 人目を無償化するというものであります。市町村が実施する軽減策の 2 分の 1 を補助金として県から市に交付するというものであります。これにつきましては恵那市でおよそ所要額 1,000 万という風に見込んでおります。ただしこれは県の発出が当初の予算の編成作業に間に合いませんでしたので、この保育料の減額分及び県の補助金につきましては決定後補正対応とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。またこの制度につきましては後日の全員協議会でも国からあるいは県から配布されております資料を基に改めてご案内したいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 県の事業で補正対応というそれは 4 月から請求させるのか。いつから対応できるのか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 事業といたしましては平成 28 年 4 月分の保育料より適用したいと思っております。  
よろしく申し上げます。

委員長 ; 他に。4 番委員。

4 番委員 ; 資料の 16 ページですが、ゴルフ場利用税の交付金についてお尋ねしますが、全般としてシニアが増えて利用者は若干減少気味ではないかということに危惧するわけですが、460 万ほど増額になっているという風ですが、これは 27 年度決算見込みからこういう数字が出てきたかと思っておりますがいかがでしょう。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 平成 27 年度の見込みとしては、約 1 億 1,800 万を見込んでおりまして、そこからマイナスの 2.2 パーセントということで 1 億 1,630 万円の予算計上をしております。言われましたように利用者は減っておりますしシニアの方については減免になりますので、こういった方の利用が増えているので利用税としては減ってきているというのが現状です。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 資料 19 ページですが、財産収入で土地貸付収入 3,869 万 4,000 円の内容について伺

たいです。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 件数ですけれども、一般のところ住宅とかで貸している件数につきましては120件の約1,200万円です。ゴルフ場については4箇所貸しております。こちらのほうについては2,150万円でございます。その他に携帯電話の基地局等に貸している分が64万円ほどあります。その他に占有物件といたしまして中電とNTTで約330万、合計して約3,750万円ということでございます。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; ゴルフ場の貸付賃は滞納なく順調に貸付料は入っていますか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 過去には滞納があったことはありますが、それは全部精算していただきまして、今期限内に納入していただいております。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 申し訳ありません。発言の訂正をお願いします。児童福祉費負担金のところで昨年27年度の比較で1,500万ほどの減と申しましたが、2,000万ほどの減でございましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 17ページ、保健体育使用料。101万4,000円の増の内容はどのように見込んでいるかと。それからスケート場ですが、利用者の意見はどのように反映されているかと。ここも合併してすぐにオープンして10年経つが、一定の総括やまとめ、これをやったことによってスケート人口は増えている、競技人口も増えた、武並地域では雇用も増えたと。ただまだこういったところが課題だというまとめをするような要請、県がやらないといけないと思いますが、どんな風か伺います。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 保健体育使用料の増でございますが、大半はスケート場の使用料でございます。それ以外の社会体育施設や学校開放施設については若干減という結果でございます。スケート場についてですが、今年度10周年ということで10年経過いたしました。その中で記念の大会でございますとか、そういったことを行っております。利用者の声でございますけど、施設管理の中で他の施設も含めまして体育連盟のほうで四半期ごとに利用状況の分析、増減の要因等もいたしまして意見等集約しております。スケート場においては、10年経過したという事でリンクというよりも特に夏季の利用の中でフットサル場のコート等で痛みが生じてきているとか、運営協議会を定期的に開催してお

りますのでそちらで関係利用者の関係団体の方に集まってお聞きいただき、いろいろな意見をいただきながら改善に努めているというところがございます。施設の改修につきましては、県から指定管理を受けておりますので県の方に要望していくという風にしております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ;10 年経ったからという風な総括的なチェックとかはそれぞれ常にデイリーのワークの中で対応しているという事ですね。それでは職員の気合というか、それがいまいと。何とか有効にもっともっと有効に使えるようにやりたい。知恵も集めてという風な事。また食堂なんかもなかなか経営者がいない大変だという話も聞きます。そういうことについても全面的にあそこを憩いの場、交流の場として打ち出すために気合を入れてほしいと思いますが、どうでしょうか。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; スケート場の活用につきましては、去年策定いたしましたスポーツ推進計画の中でもスケート場のより有効な活用について検討する事としております。裾野の拡大ということでスケート人口の増加に対する取り組みですとか競技力の向上ということで選手の育成、冬季の恵那市を代表するスポーツの育成と年間の中で期間の長い夏季の利用について特に隣接します中部大学でありますとか武並地域の方により有効に利用していただくような方策にこれから取り組んでいくように考えております。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 資料の 20 ページで諸収入の中の雑入 3 億円、これを聞き漏らしたので中身を教えてください。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; これにつきましては全所管の部分が入っております、いろいろありますので大きいものだけピックアップして説明させていただきます。エコセンターなどの再生資源回収金のほうが 2,299 万 2,000 円。消防団の退職報奨金が 4,500 万円。福寿苑の精算で未収金が 4,740 万円。あと東濃牧場の用地代が 1,600 万 8,000 円。以上のようなところが主なものであります。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 18 ページの県補助金。電源立地交付金が減っております。この理由は。経済活動が停滞したからということなのか。あと配布は保育士、消防士、どのように配布してあるかお伺いします。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 電源立地につきましては、恵那市内の住宅の電力契約電力量を基に算定されておりますので、その算定額ということになりますのでよろしく申し上げます。その充当につきましては、エコセンターの運転手等の賃金、保育園の賃金、それから消防署の賃金に充当しております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 従来どおりの配分をやっているということですが、瑞浪の超深地層研究所はこれまでの話の中では埋め戻すということになって、あと 3、4 年になってきたわけですが、その後についてどのようにするのか。これについて恵那市としてその後の事など話しているかしていないか。それから 2 つ目として土岐市にニューモが出てくると。それについてどのように聞いているか。県の態度はちょっと待っているような格好ですが、恵那市はどうなのか。いずれにしても、その後の財源がこれについて影響してくる話だと。原発もあちこちで再稼働しておると。絶対安全だと、絶対とは言いか言わんか知らんが安全やでと言ってくるわけですが、恵那市としてもそれなりの関心を持っているのではないかと心配するわけですが、いかがでしょうか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 瑞浪の超深地層研究所が以降埋め戻しの研究までを行うということで後利用案は瑞浪市さんのほうで検討委員会を設けられている話までは聞いておりますが、その後の動きを確認しておりませんので、また確認できた時点でご報告をさせていただきたいと思えます。土岐市さんにニューモ、要は廃棄物処分場の研究をという話につきましては、土岐市議会の 12 月記録で見させていただきました。ただこれは地下で水がどう移動するかという研究をニューモさんも一緒にしたいということのようですが、これについては一時 27 年度の研究が予定されておりました。これについては遅れると議会報告までは確認しております。今回土岐市さんにもお聞きしましたけれども、その後の情報は無いということで今止まっております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この東濃で核の処分場ができるなんていえば、一生懸命になって人口減少対策をやっているのに、ますます恵那市は嫌われる町という風なことになっても。そのような事は一切無いと思うけれども、もう少し関心を持って対応はしておいていただきたいと。あくまでも恵那市として県瑞浪に頼むのではなしにしっかりとゴミの受け入れないという風な宣言をするように努めていただきたいと思えます。お願いしておきます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に入ります。

歳出の内容は大変広範囲でありますので、ページを区切って、順に質疑を行いますのでよろしくお願ひします。

まず、予算資料の 21 ページから 25 ページの 1 款 1 項 1 目議会事務一般経費から 2 款 1 項 9 目公平委員会費までについて、ご質疑ありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 順番に行きますけれど、22 ページの一番上の職員研修事業ということですが、昨年一昨年前から議会と一緒に行政視察に職員さんも行っていただいているんですが、今年度もこれをやるかどうかということと、これの目的を少しお伺ひしたいと思います。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; この研修費用、予算の考え方なんですけど、予算につきましては、先進地視察研修ということで 40 万円ほど計上させていただいてますので、この中で議員の方々と一緒に行くということであればここから支出させていただく形になります。研修の意義といますか目的ということになりますと思いますけど、それぞれ課題があり、当然先進地視察の際には課題が提示されますので、それに対して必要であれば行って見て聞いて自分のものにしていただくということもありますので、目的としては名のとおり先進地の視察ですので見てもらうのが大前提です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 確かに職員さんが行かれるのは大事なんですけど、貴重な時間を割いて 2 泊 3 日、3 人ずつ 4 人ですか合計 12 人の方が拘束されるわけですよ。そうすると議会でも市民の方から言われるんですが、視察に行ってどういった成果に結びつけるかという。例えば議会報告会の時に視察に行きましただけではなくて、やっぱり市に提言して予算化したとそこまで話してほしいと。それはまあ究極の目的だとは思いますが。職員さんも行かれているわけですので、報告会はやりました。その中で担当でなくても、大変いい提案じゃないかなと思うこともあるんですが、それが事業のほうにスムーズに結びつけることが本当はできたらいいかなと思いますが、その辺の持って行き方ができるといいと思いますがその辺の事と。あと担当者ではない方が行かれたりするところ、直接自分の仕事ではないからということではなくて、帰ってきて同じ職場内でのレクチャーなども必要ではないかなと折角行ってきたのだから。その辺の取り組み方、お願ひします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; ご指摘のとおり、研修に行ったあとにどのように生かされたというのが非常に大事な

ことですので、今後それについては検証して、どのような事に活かされたかをまとめていきたいと思います。担当外とおっしゃられますが、基本的に人材育成は人事異動によって人材育成は図らないといけないので、将来的にはそこに携わる事もありますし、委員さんがおっしゃられたように検証の中で自分の担当ではないところに提言していくというのも必要になってくると思いますので、今後の課題として順番に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 他に。5番委員。

5番委員 ; 今の話に関連していいですけども、税金を使って行くのは市議員も使って行くのね。市議員がまず示さなアカんと。この前総務文教委員会は田原市に行って中学校の統合についてしっかり勉強してきたと議会報告会でも言ってみえた。そのような事で議員もやらないけないし、担当者も勉強してきた事を恵那市で実現できるように支援援助するのも議員の仕事だと思います。そういう姿勢で取り組んで一緒になって税金を有効に使う町にしていくというスタンスが必要だと私は思います。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 23ページです。総合計画推進事業のところ今回第2次総合計画を推進していくことで市民委員会の立ち上げられるということで大変ご苦労さまです。その中で以前から総合戦略の時には産官学金労言とそういう各専門的分野から人を入れていただくということでしたが、人選について具体的にどのように進められているかお願いします。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; こちらにつきましては、1月29日に推進市民委員会第1回を発足しております。その中では今言われました産官学金で、実は言論については探しましたが適当な方が無かったのもた個別に意見照会していく考え方でおります。特に若い方と女性の方に大勢入っていただくということで、各種団体29名で構成しておりますが地域自治区にも代表者の方ということで4名にしていろんな各界学校ですとかあるいは青年層にも入っていただくということで構成しております。これについては公表しておりますので、また見ていただければ。情報提供もさせていただきたいと思います。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 22ページ。シアター恵那関連関連基金積立金、収入のほうは上がってきていると見ていいですか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 収入については、中央競馬の場外馬券が始まっておりますので、若干の伸びが出てお

ります。ちなみに中央競馬の実績ですが、26年の10月から販売しております。26年の下期の売り上げについては35万円です。27年度に入って上期の実績は43万4,000円です。この分が助けられて、笠松本場のほうは下がってきているんですが、この部分で上がっているという状況でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; もう少し良くなったら、約束している中で値引きしているの、また戻してもらいうに。それを恵那峡の開発のほうに使えるように。忘れんようにお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の25ページから28ページの2款1項10目オフィスオートメーション推進経費から、2款1項19目国際交流推進事業費までについて、ご質疑ありませんか。

2番委員。

2番委員 ; 27ページです。上から3段目の高等教育振興事業費というところで、これは新しい取り組みだと思いますけど、少しこの取り組みの目的と内容について、お尋ねしたいと思います。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 特に今回人口減少に向かって若い人の定着を図っていきたいということの中で、南高校の生徒数が減少しているという課題が発生してまいりまして、大きくは高校教育というのをしっかりとこの地域に定住する子供たちを育てていく。そういうところへ少し市としても市行政ですが関わっていきたいということで予算計上させていただいております。特に28年度につきましては2点で、1点は高校を活性化していくためのコーディネーターを配置したいという考えでおりまして、特に南高校を主とするわけですけど、市内の高校と地域あるいは企業とをつなぎながら高校教育を振興していく、そういうためにどういうことができるかをコーディネートする人を配属したいという風な格好で現在どのような人が良いか人選等も検討を進めているところであります。もう1点は直接的に高校生がこの地域に定住していく上で非常に通学費が負担になるという事で、まず恵那南高校に限って3年間ですがJR並みの運賃にするように2分の1助成を3年間限定して、モデル的に実施いたします。その他、若い人の移動支援これは地域移送も含めてトータル的に考えていく中で今後の方向を考えますが、まず3年間高校生南高校に限って3年間通学費助成をしたいというものでございます。こちらで440万それからコーディネーターで300万の予算をお願いしているも

のでございます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 取り組みとしては、何とかしなければというところではあると思うのですが、その3年間と言われましたけれど、その3年間でどのように検証してその後はどのように見通しながらやっていくのかという、そこが心配なところ。県との関係もあるかと思うのですけれども。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; こちらにつきましては県がどう動いてみえるかということにもなると思いますが、昨年10月に実は岐阜県へぜひ南高校存続をお願いしたいと市長から要望させていただきました。県の教育委員会からは、要望よりも恵那市としてどう高校を支援していくんだということを問われておりますので、市としてきちんと恵那市の子供たちを育てていく大事な高校として残していく。こういうスタンスのために一生懸命地域とつないでいく、あるいは地域の支援も学校に入れていくんだということで高校側にも働きかけながらその意識の中でコーディネーターも配置し学校支援もしていきたい。通学費助成もしたいと思っております。通学費助成の成果については直接的に入学生徒数をどう増やしていくかということで、これについては少し教育委員会のほうになるんですが事前情報を流しながら、ぜひ南高校地元の高校として通ってくれということで今71名昨年59名の入学生でしたが71名の入学生と校長先生からは予定をお聞きしているところです。この効果がどれだけ更に高まるかはもう少し検証しながら、今後の入学生徒数をみていきたいと思っております。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 26 ページの総務費の中段の防災推進経費の5,394万5,000円。これは去年防災行政無線のデジタル化が終わっておるのではないかなと思うわけだが、この内容を説明して下さい。どういう具合になるかも含めて。今、雨量計は各振興事務所で手で測るということだけでも、このデジタル化になると例えば消防本部かどこかで全部見えてしまうのか。その辺も含めて。

委員長 ; 総務部次長

総務部次長兼防災情報課長 ; お尋ねの無線関係ですが、デジタル化については今年度消防署のほうで救急の関係の無線のデジタル化を行っております。それに引き続いて行政のほうで公用車やハンディで持っていくという無線系統がアナログのままになっておりますので、それも引き続いてデジタル化をするということで本年度はその基本設計費を計上しております。それが防災行政無線のデジタルという内容になります。雨量計の設置についてもお尋

ねがありましたのでお答えしておきますけど、市内で全体みますと全協の時にお話ししましたが武並と三郷の地域に雨量観測所が無くゲリラ豪雨等に対応がこのままでは難しいということで単独で今年度設置するという予定です。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; このデジタル化は 28 年度で一応完了するということかね。まだ続くのか。

委員長 ; 総務部次長

総務部次長兼防災情報課長 ; 行政系のデジタル化については 28 年度から基本設計に入りまして 29、30 年とそういう 3 ヶ年の予定で計画しております。

委員長 ; 他にありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 先ほどの南高校の話で通学費の助成を 3 年間南高校に行く人だけということですが、やはり全体から見たら公平性がないと思います。それで他の地域の高校生の皆さんについては、どのように進めていくと先ほど言われましたか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 中高生が意外と移動の不便さを訴えています。例えば中学生と語る会などで声が聞こえてきます。その中でどう若い人たちの移動支援をしていくかを地域交通来年度検討してまいりますが、そういう中であわせて高齢者だけではなくて中高生の移動の支援も地域で補っていけないかを制度化する中で全体としての移動の支援を考えていくという風に考えていますので、その中で恵那南高校についてはとりあえずモデル的にスタートさせてみたいということです。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; そうするといつになるか目処は少し先だよということになるけれど高校生の足、地域は大変遠くから来て移動に大変だとは皆さん感じていることですので、その辺見通しを持ってやっていただきたいという風に思いますが、なかなか今地域の移送、この前シンポジウムがありましたけれども、まだまだ地域確立できるのかなというところがあるのですが、今地域移送の見通しとしてはどうなのでしょう。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 1 つはこの議論をする時に高校生が公共交通を使っているかという問題です。恵那駅までは土曜日の地域のお話もあるように親さんたちが送迎してみえるのが多いです。その親さんたちの負担をどうするかというのが大きな課題だと思っているのです。我々としては高校生、例えば通学の行く時の時間帯は一緒ですけども帰る時間がバラバラになってしまうのです。不定期になってしまう。そうした場合は公共交通と地域交通を組み合わせさせてサポートしたいと思っているのです。今委員がおっしゃられるの

は、なかなか地域交通というシステムを作るのには時間がかかるだろうというご指摘だと思っておりますが、我々としてはこの総合計画前期の期間中に移住定住を進める上で早期にこの仕組みを確立したい。遅くとも3年ぐらいの間に作らないと改善できないとこういう気持ちです。恵那南高校については、今県の中で学校の再編の問題があって切迫した事情がある。そういった事情から3年間ですれ社会実験的に、はたしてそれが入学生徒数が増えるかどうか検証したいという考え方です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 27ページのコミュニティセンター改修事業で工事請負費の中で説明の時に岩村振興事務所の改修と大雑把な説明があったわけですが、これは完全に振興事務所と半分ぐらいは物販の施設を作るという説明だったのですが、そこはきちっと完全に遮断をして振興事務所は振興事務所だけの機能で行くのか、両方が行き来できるようにするのか。それが1点と。物販の販売所を作るということですが、これについてはもう地元で受け皿ができてきているのか、やられる方が決まっているのか。そういう方の意見を聞きながら改修などをいろいろやられるのか、行政独自でこうやって改修だけやっておいて、やってくださいということなのか。それと仮に受け皿があってそこは本当にやられるということならば、その使用料だとかはどうなってくるのかというのを聞きたいのですが。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; 岩村振興事務所の改修についてですが、振興事務所の機能それからコミュニティセンターの機能、そして多目的ホールということで地域の方々に使っていただける機能、そういうように分けております。その配分等は当然こちらから案は出させていただきますが、地域の方々にもその辺の案を町内で回覧等をしていただきまして、それについての意見聴取等を行っております。多目的ホールと振興事務所のほうを遮断するのかとどうかということですが、シャッター等で振興事務所が閉まっているときにはそちらへは入れないようにするとか、そういうような遮断ということはやっていくことになると思います。その多目的ホール、物販等を行うところに誰がどのように入るのかということですが、こちらのほうは今岩村の地域協議会のほうに検討をお願いしているところです。以上です。

委員長 ; 他に。3番委員。

3番委員 ; そうすると、要するに振興事務所が閉まっているときは、シャッター等で閉めると。振興事務所が開いているときは全部物販のところまで全部筒抜けになるわけだね。そんな中で振興事務所の仕事をさせるわけですか。振興事務所は逆に物販等とは別にし

てきちっとした体制を作るのが当然であって一緒の中で販売所から何もかも兼ねた中で振興事務所を作っていくのはおかしな考え方だと思うのだけでも。それともう1つ、今の検討していただいているということであれば、要するにこれ委託料の中、委託費は盛ってないわけか。その設計は対して。改修をどのようにするかというの。だからそれをそういう方の意見を聞いて聞いてから改修をやらないと今の大正村だとか山岡でもいろんな話があるんだけど、そういう結果になりかねないよということなんです。きちっとそういうやられる方の意見を聞きながらやってほしいよということです。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 物販と振興事務所が1階で同居するという形になります。設計として先ほど申しましたようにシャッター等で遮断すると考えています。ただし、観光案内という機能もあるわけです。あそこが観光バスの発着場所になっております。そういった時のサービスですね。それをあえて例えば観光協会で職員を調達するとか、そういったことをしますと費用が負担になりますので、そういった面では振興事務所の職員もお尋ねに対しては、ご案内させていただくというようなところは考えています。基本的には遮断するということです。それから改修の内容ですが、ご指摘のとおりで多目的スペース以外のところはすべて住民の皆さんにパブリックコメントのような感じで照会して、改修の内容は決めております。ただ多目的スペースは誰が入居されるかということがないと具体的に整備はできません。しかも慌ててやりますときちっと趣旨が合うかという事がありますので、現在自治区のほうで公募されております。これを待って具体的に入居される方のご意向をお聞きした上でどの程度の改修をするか判断させていただきたいと思っております。それから料金その占用料ですが、これは目的外使用ですのでその基準に合わせて料金を検討したい。ただし、今回の振興事務所の改修は小さな拠点だと考えております。我々が希望しているのは地域の農産物の販路を拡大したいという思いがあって、そういった地域経済が循環するような内容であれば、その占用料についても減額するかどうかは検討させていただきたいと思っております。

委員長 ; 他に。5番委員。

5番委員 ; 先ほどの南高校の通学費の支援の件ですが、なぜそのような度量の狭い南高校に行っている高校生だけに限るか。明知鉄道を使う高校生については学割JRと同じ。そういうふうに計算して金額まで出しているんじゃないですか。そういう検討はしていませんか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 特に今回については南高校のきちんと入学生を維持するかという課題の中で限定して

検討いたしました。委員ご指摘の高校生全体の通学についてはご意見として伺いながら更にどう支援していくかってことについては、今後の課題として捉えさせていただきたいと思います。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 明智からや山岡から瑞浪のほうへ学生も流れているという話も聞くわけです。それだったら恵那市の背骨である明知鉄道を本当に若い人から心から使っていただくと。そういう意味からも 1 割程度にしてもいいと思うわけよ、タダじゃいかんかもしれんで。それぐらいにして子育てを応援しているよと。高校行く時分になると親も保育園の頃と違ってお金がいるわけよ。その子育て世代を一番厳しい世代を応援するという姿勢を示すためにも、第 2 次総合計画の柱にぐんっと打ち出さな。なぜそれができなかったのかと。そうたいした金じゃないし。言っただけで今出てきていた 4 億 1,000 万と 2,400 万と。これ 400 万やに、出したの。2 桁も違うに。検討はしてみえるんじゃないですか。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 先ほどの 2 番委員にもお答えしましたがけれども、明知鉄道だけを手当てしてもはたしてそれが高校生の利便性の向上になるかどうかというところを検証したいと思っております。駅までどういう手段で駅へお越しいただいて駅から恵那駅という話になります。そういったことも検証しないと、ただ単に安くただけでその子供たちの流れが変わるというわけではないと思っております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 高校生のために車両を 1 両増やせと言っているわけじゃないら。経費がいくらかかるの。かからへんに。もう既に動いているものにちょっと乗る必要が、あと 3 人増えるか 4 人増えるかそういう話だ。それによって親たちがどれだけ助かるのと。そういうことが分らんのかね。あまやかしちやあかんとなんていう考えもあかんに。子供は社会で育てるんやで。そういう意識で皆さんおらさせるわけやら。それなら駅まで送ってくる人と比べると不公正が無いなんて、それはちょっと聞けんと思うよ。公に務めるものとして。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 何が効果があるかどうかということを検証していく必要があるということをおっしゃっているわけですか。お金を出せばいいという話ではなくて、公平とかそういう事ではなくて子供たちが高校生中学生が恵那に対してどういう課題を持っているかということが重要だと思っております。そういう面では中学生と語る会、それから若者会議とかで

出てくるのは親さんの負担の事が指摘されているんです。それは金銭的な負担よりは送迎に親さんたちが随分時間を取られていると。こういう風に認識しております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それは親さんの送迎にかかるというのは働き場がないと。それについては 10 年間かかって合併特例債使ってまちづくりをやってきた。その成果が出てきているわけだ。それに対して高校生に今動いている明知鉄道に乗ってもらうについては、銭はいらんのやら。何でそんなにこだわるの。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; この 440 万円については私も教育委員会の立場で言いますと、恵那南高校が県内で一番充足率が低い、廃止される筆頭にある学校だという事です。けれども南高がなくなるときにはこれは恵那市にとっては大変な状況になる。なので何にしろとりあえずなりふり構わず。先ほど 2 番委員さんご指摘のとおり不公平承知です。南高を残すために南高に通ってくれる生徒達を援助すると。この 3 年間の間に今一方でやっておりますけど、南高は総合学科ですので色々と試みる事ができますので、今後は学校と相談をしながら同時に魅力ある学校づくり、生徒さんたちが南高に行きたいというような学校にする支援をしていく準備をしつつありますので、こういったことが好循環してくれば本当にありがたい話ですけど、そんなところでご理解いただきたいと思いません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 南高の人たちに配慮するのは当然だと思いますけど、明知鉄道の存続自体が大変な事にきているんでしょう。少しでも乗ってもらう人を増やしてファンを作っていかなあかん。自分たちが学校に行く際はおかげさまで明知鉄道があったので行けたよと。で、恵那市に帰ってこようという気になってくるわけよ。そういうチャンスやで。まさに一番効果のある政策だと私は思います。だから南高校だけに限らずにオール高校生。中央鉄道でもやっているでしょう。明知鉄道の経営が厳しいから下げれなんだと私も思うのだけど、まちづくりの大きな力になると思うわけよ。一遍すべて高校生も対象にすると、学割を対応していくというようなことをひとつ是非とも検討していただきたい。お願い致します。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 27 ページの移住定住推進事業費。思い切った制度をとられて、今後進められるということで大変期待をしております。この事業は大変いい制度ですので、PR 推進方法といますか定着させるために市内はもちろんですが市外も PR する必要があるだろ

うと思っておりますが、そういった周知の方法と主な事業は何件ぐらい 28 年度はみてみえるかということ。ポチの 4 番目に市立恵那病院周辺整備構想策定という部分があるわけですが、これは定住の關係に絡んだ構想を策定されるのかどうか、その辺をあわせてお聞きしたいのと、もう 1 点は地域おこし協力隊集落支援員の活用について、どういう形で作っていかれるか、支援の任命はどのようにやってきているか、あわせてお聞きしたいと思います。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 移住定住の關係につきましては、若干全協の中でも資料を配らせていただきましたけれども、その中でそれぞれ件数を表記しております。おめでとう結婚のほうについては 270 組。新婚世帯の家賃の補助金については 58 件。1 戸建てに住もまいかという宅地のほうの購入については 34 件。それから同居近居を支援するための住宅の取得で 69 件。今までの定住奨励金こちらについては 80 件。それから空き家改修、空き家バンクのほうの登録については 7 件。新たに市内の事業所に就業した場合に奨学金の奨励としては従来合わせてですが 59 件を予定しています。それぞれこれの PR につきましては現在予算要求中ですけれども積極的にチラシ等を作って市内、特に住宅系がごございますので不動産会社さんあるいは建築会社さん等への直接の依頼等もしていきたいと思っておりますし、ぜひこのチラシを作って発信は先ほど指摘のありました地域の移住定住を進める人達が出身者がこの恵那の地に戻ってこいと、こういうサポートをするからと。この辺がポイントになると思っておりますので、ぜひそこと連携を取りながら、当然ホームページやウェブサイト等も PR し外へも発信しますが、ぜひ地域から地域出身者に戻ってこいとこれを発信していただくことが大事かと思っております。病院の周辺につきましては、全国でいま日本版 CCRC、要は高齢者の定住という事でプランニングをしていくというので恵那市も考えておりますが、高齢者に限らず特にリニアを生かした若い人がこの地に定住するために少し公有地、市立病院周辺の使わない公有地を活用して若い人の住宅地提供ができないか。このプランニングを専門不動産屋さんとアドバイスを頂きながらプランニングしていきたいとこんな事を思っております。協力隊につきましては、各地域 3 年間ですがすべての地域に置いていこうと考えて、こういった移住や定住含めてまちづくりに関心のあるある程度地域の分る人という場合もありますし、外からの視点でという両方の視点がありますけれども、そういう人を使って行くという事もありますので、そういう体制が取れた地域から順次置いていきたいと考えているところです。

委員長 ; 3 番委員。

3番委員 ; 今の移住定住の事業の中で全協の中で説明を受けたかもしれませんが、住宅や土地購入というのは恵那市内であればいいということですね。それともう1つ同居近居の応援事業。これは要するに他所へ行ってた連中が恵那市内に建てれば良いのか、もしくは同じ敷地内で建てて対象になるのか。どういう風な。それからもう1つ、逆に現実家を建てる人があるわけです。まだ完成はしばらく後。それに入ったときが対象になるのか、建ち始めているから対象にならないのか、そここのところの見解はどういう見解をお持ちですか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; まず基本的には制度としては5年間。5年間の間に若い人ということでございますので、28年4月1日から33年の3月31日ということを考えております。その間、特に先ほどの土地なんですが、市内に住宅を取得するために土地を買う場合ということで、条件としては若い夫婦ないし子供がいるという若い世帯の土地取得。高齢である程度所得のあるを支援というよりは若い人をきちんと支援をしたいということで条件を設定しております。時期としては、この期間28年度から32年度の間に登記ができる、こういう事を想定しております。登記をして居住をするという制度を考えているところです。同居近居も同じ考え方で、特に同居近居の場合は同じ町ということですので、大井町なら大井町の親元の近くに、あるいは一緒に住む、あるいは周辺地域から地域を担う人達に戻って来いということで親の敷地があつて隣に建てられる場合もOKということになりますのでお願いします。ただ、近居の場合の増築も登記が伴う場合に限定しておりますので、ある程度そこへちゃんと作った事がわかるということを限定してありますので、改修だけは対象外となります。

3番委員 ; 登記ができた段階でそれが4月以降であれば対象になると。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; そこで始めると。近居であれば同居や近居を始めることの条件が伴います。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; うちの部落にもありまして、4月から1年生に上がるということで子供3人連れてご夫婦がみえるわけです。本屋作ったばかりで隣の外屋壊して8割方できました。それは登記した時点で対象になると。転入とかそういうことは関係無しと。転入日とか住民票の関係と。それからもう1点、同じすぐ近くの部落ですが若い衆が来るという事で改造をしているんです。若い衆向けにリニューアルして。この場合はどういったようになるかお尋ねしたい。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 親元で暮らそまいか、特に同居近居の場合は外にいる人から帰って来いよということ

ですので、既に同居してみえる人が建て直すという場合は対象としておりません。外に住んでいるアパートの人達が次は親元に帰るとこういう場合ですので、建てる登記とともに転入そこに移動してくるということを要件として求めています。登記により床面積が増える場合は対象とするということで考えております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 野志のほう、すぐ近くで片方は完全に対象になると思いますが、いわゆる本屋を古い民家ですので一部直して作り直して名古屋のほうから戻って来られる4月から。非常にその辺がリニューアルの対象にならんとということになると、同じ所でそういう差ができてしまって難しいなと思いますが。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 先ほども出ておりましたコミュニティセンター改修事業費。岩村についてこの間委員会でも視察させていただきました。そこで感じたわけですが、今のあそこへ集めると。改装して物販所を作るとかいうのは、いろいろな皆さんからの提案の中でベストということなのか。まったく無くてこちらから提議した話なのか。また他に色々案があって、それはどんなもんがあったのか。一回聞ければと思いますけど。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 昨年の折に地域協議会から提案がございました。まず観光客に対するもてなしということ。岩村の歴史資料館、相当古くなっているのをそちらを移設したいとか。そういうご要望が地域からあって検討させていただいたという経過でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 説明を聞いたんですけど、おかげさまで岩村は合併効果というかでコンビニには次から次へとできるし、あちこちでガソリンスタンドは店じまいするけど岩村は1件減ったところがありますけど。あまり行政、政治で税金入れなくても他の町に比べてかなり自分の力で生きていけると。そういうところについて配慮するのが、行政や政治じゃないかと。税金の使い方ね。そのような事を思ったわけですが。この前説明を聞いた中で、一生懸命この建物を使うためにはどうしたらいいかと、それにかかなりエネルギー知恵を絞ってみると。もっと違った見方で無かったらどうか。ここを活用することについて。市民の中からそれ以外の活用方法について、提案はありませんでしたか。あったとしても、聞くほどのことではないものだったのか。ちょっとお伺いしますが。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 他の活用に関しましてはございませんでした。地域協議会が全体の要望アンケート調査を取られて、地域協議会がまとめてみえました。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 地域協議会でのアンケートでは5ぐらいは出てきたかなとは思いますが、それはご存知ありませんか。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 全ての項目アンケート内容は、私のほうでは熟知しておりません。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 地域協議会リーダーだけの話を聞くだけでなく、市民がどのように思っているかということは当然本庁のほうとしても見ておかないと後で出てくると思うけど。この話は地元はそれなりに協議されていると思うけど、オール恵那市、合併した恵那市ということもあってお金の使い方についてはオール恵那市で判断しないといけないと。そういう事からいくと、先ほど出ておりました誰が運営するのか、主体は誰なんだというようなこともありますので、そういったことについてももう少し慎重に。今岩村で必要なものは何なのか。そういうことから考えていくと、観光、今3月はおひなまつりといっぱいござと。やっぱり駐車場がほしいという声も聞くと。そういうことからいったらそれに見合った検討をすべき。無理して合併特例債がまだ間に合うよ、お金があるからということにならないように。実際の話し私も先週聞いたんですけど、子供を高校に出したいと、社協の新しくできたところに相談にみえたらしいです。一人親でお母さんは怪我をしてみえるので、お金の面倒がみえないので高校に行くのをあきらめるといった話だったそうです。せめて高校ぐらいはどの事で頑張ったんだけどという話があるんだよね。そういう面から言えば、先ほどの鉄道なんかは安くなれば別に恵那南高校だけではなくに阿木高校でも行けるという事も出てくるわけです。そういう配慮が今必要になっているんじゃないかと恵那市に。この無理してあの建物をどうしても活用しないといけないということではなしに、もうちょっと慎重に対応してもらおうほうが良いのではないかと私は思ったんですけど。ご意見があればお伺いいたしますが。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 第3次行革の中で公共施設の再配置計画を立てさせていただきました。更には生涯学習を推進する上で振興事務所とコミュニティセンターを統合したいという考え方の基で今回の計画を立案させていただきました。当然地元のご意向を把握した上で詳細については設計に反映していくということでございますので、岩村とか串原とか笠置そういった問題ではございませんのでご理解を頂きたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。3番委員。

3 番委員 ; 28 ページ、国際交流推進事業。恵那市の国際交流協会が行っておられる事業ですが、モンゴル国との友好協会これは上矢作のほうでやってみえますよね。これが同じ国際交流をやるのであれば、1 つの事務の中でできないだろうかという話があるのですが、そこのところはどのように。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; そのとおりでございます、上矢作のモンゴル友好協会の会員が 50 名で会費収入としまして本年度予算 7 万円を計上しております。事務局は上矢作の振興事務所がやっております、平成 27 年度モンゴルの子供たちが恵那市に来ていただいたときにホームステイをメインにするわけですけど、基本的に昔からの歴史の中で上矢作の中で泊まっていたいて、そこで色々な体験をしていただくというのが従来からのやり方だったわけですが、27 年度はどうしても少し受け入れ先が見当たらないという事で国際交流協会の役員のご協力を得てモンゴルの先生が恵那市の国際交流協会の役員の中で泊まっていたという経緯もあって、これは一概には言えないのですがモンゴル友好協会の役員中にはこの継続するにあたっては、人口が減少している中でちょっと厳しくなってきたというのも聞きますが、これは恵那市の国際交流協会の役員の皆様と上矢作のモンゴル友好協会の役員の皆さんの総合理解、そこからスタートすべきものではないかなと。そこに恵那市が積極的に支援をしていく、そこからスタートして今後 2 つの交流行事が今後も末永く進んでいくためにはどうしたらよいか。そういう議論の場ができればいいなどは考えております。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 地域自治推進経費についてですが、恵那市も合併して 10 年経ちました。色々お金も使ってきましたと。これについて以前は市民評価委員会というのがあって、行政に対してチェックして外部評価をやっておるんですが。過去 10 年間で恵那市が投資した金額、それからずっと 20 ぐらい挙げていってそれについて投資と回収、それについてどのような風になっているか。厳しいことは言わなくても良いので、大体どんな風か。可知市政のこの 10 年間はどうかだったかというような評価もできると思いますので。一遍そのようなことはやられませんか。どうも市民評価委員会は去年からやってないですかね。27 年度から。そのような考えはどうか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 外部評価につきましては今までまちづくり市民の評価をやっておりましたが、特に 2 次総へ移行する中で政策と評価と一緒に予算とあわせるようにしていく事で特に政策評価をしていく考えでシステム構築をしていく考えております。これまでのものに

つきましては、毎年の恵那市の経営という形で各施策の取り組みの成果及び各部からの取り組みの成果を公表しておりますので、今年の 27 年度末のところにつきましては、来年 7 月末ごろまでには内部評価をしたものを公表していく予定でありますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 議会の中でも色々議論が出ておりますが、明智のロマン亭の問題もあります。それから恵那高の前は大きな道路ができました。少しはなんものかと思いますがまだまだ兆しが見えない。他の議員の中でも今まで一番お金を使っているところだという話も出ておりますが。そのようなところはどうだったのか。やっぱり恵那市の経営というなら経営の視点から見れば当然 P D C A は回すのが普通だと思うのですね。この 2 度と同じ過ちを繰り返さんという教訓を見出すためにもそういう事をやるべきだと思いますが、そのようなお考えはいかがですか。今までやってきた事業がどうだったか。それを一遍外部評価なり。そういう事はできませんか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 先ほども申し上げたように総合計画の推進市民委員会の中で市民としての評価をお願いしているという形になりますので、産学金労そこまで入れた各市民の各界の代表者の方で具体的に作業部会も設けて施策の評価をしていくという体制を整えていく予定ですので、お願い致します。

委員長 ; 5 番委員。簡潔にお願いします。

5 番委員 ; これからやる事業ではなしに、今までやってきた事業もたな卸しというかチェックしてもらおうという事だよ。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; これまでの 27 年度までの現総合計画のものについても一部その辺については評価を提供して審議いただきますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 30 ページから 32 ページの 2 款 2 項 1 目 税務事務一般経費から 2 款 6 項 1 目 監査委員費までについて、ご質疑ありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 31 ページ。選挙管理委員会費です。18 歳選挙権が今度参院選挙からですが、これについての学習など具体的な計画、これについての予算化はありませんか。

委員長 ; 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長；特に予算としては盛ってはおりませんが、県の選挙管理委員会の恵那事務所と合同で各高校に出前授業のような形で行っております。今年度におきましても恵那農高、特別支援学校それから恵那高の3校については行っております。それで恵那高でアンケートを取りましたところ、選挙に「行こうと強く思う」と「少し思う」を合わせたものが約95パーセント以上ありました。それが投票行動に繋がるかどうかは分かりませんが、大変喜んでいただいております。来年度も出前授業を続けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長；他にありませんか。  
（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長；次に、予算資料の36ページから38ページの3款2項3目こども園改修事業費から3款2項4目こども園建設事業費について、ご質疑ありませんか。

5番委員。

5番委員；こども園の管理運営経費。元幼稚園の幼保コースの午後の担任。この方は専任という風になりませんか。日替わりではちょっと子供がなつかないというか。そのような状況かと思っておりますが、それについてはどうですか。

委員長；幼児教育課長。

幼児教育課長；我々も旧幼稚園であっても幼保コースという事であれば4時半ないし時間内の保育をしっかりと行っていく。これはこども園に課せられた使命ですので、それに沿うようにしっかりと園内でその人材でもって保育してまいりたいという風に思っておりますのでお願いします。

委員長；5番委員。

5番委員；38ページ、長島地区新こども園。これについてヒ素の問題や交通安全の問題はクリアされましたか。それから乳児の分が増えるわけですが、240人になるという話ですけど、その分保育士が必要になると。預かる時間も標準時間とすれば多くのスタッフが必要と。そうなるにあそこへ来る車両の量はかなりの量になるわけですが、それについての安全対策はどうですか。それともう1つ。私の思案ですけど、今ある長島保育園を未満児の施設にすると。そして新しく作るのを以上児の施設にすると。ずっと課題になっているあの地域での長島学童保育、これのスペース、今の予定では元の長島保育園を予定しておるけど、ちょっと建物としては子供向きだから、やはりあれは教育委員会でも方針を出してもらっているように学校施設の空き施設とかにして、少しでもあそこに集まる車を減らすということも検討してもらったらどうかと思います。が、どんなものでしょうか。検討委員会ではどういう風になっているかお伺いします。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; 恵那市こども園の建設委員会を行っておりまして、先ほど委員が言われますように 240 名を予定して計画しております。それで未満児保育も含めて計画をしているところです。確かに交通は集中しますので、建設委員会の中で交通量調査結果もお示ししながら開園までに対策のできることとかそれ以降の対策についてということも建設委員会の中で協議しているところでございます。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 美濃酪の跡の汚染対策、これ見ると土壤汚染検討業務という風に書いてありますが、他所のほうでは補償補填及び賠償金がみてあるわけですが、この辺の状況を教えてほしいと思います。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; まず補償の算定業務でございます。これは 1 月末で算定をしまして現在の所有者のほうに用地及び補償算定の交渉中でございます。それで 3 月末までに返事を貰うようなことで考えております。それと汚染対策の検討業務です。これは設計業務と合わせまして契約が 1 月に契約しまして 8 月末までの契約になっておりまして、実際どの辺に建物を建てるかによって汚染対策の検討を含めて設計しているところでございますのです。それと現在平屋建てで検討は進められているところです。

(補償算定はどこの部分で誰の土地で…)

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; 隣接者の篠原さんという方です。その土地の面積が 338 平方メートル。それと建物です。建物は軽量鉄鋼造の 2 階建てです。これは昭和 63 年に建築されまして耐用年数は 55 年になっておりまして、まだ 28 年の耐用年数が残っております。もう 1 つ昭和 47 年に建てておりました軽量鉄骨 2 階建て。耐用年数としては 2 年経っております、それについての算定をしておりますまして交渉している状況でございます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 今のお話は隣接地の民地をこういう価格でこういう財産これについて買うという事ですね。今の補償補填及び賠償金というのがみてありますね。この部分は、土壤汚染に関係すると思うけど、その辺をお願いします。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; これは今言った隣接地の土地を買った土地に建物がありまして、その建物の補償に入っております。

委員長 ; 5 番委員。

5番委員 ; 今のヒ素に関することはすべて恵那市で処理するという事になっておるんですね。その方法はどのような方法ですか。固まりましたか。安全面からも。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; どの場所に建物を建てるかによりまして、その各箇所によってヒ素の汚染度合が異なりますので、まだそれは設計中であります。

委員長 ; 他にありませんか。副市長。

副市長 ; 美濃酪から購入した時点で、ヒ素についてはすべて恵那市で処理するという事にしておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 先ほどの私の集中緩和プランについても知らんと言わんように検討していただければと思いますが。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 5番委員がご心配してくださっている通園の体制、車が増えるのではないかとということですけど、今建設部のほうでも現状の交通量調査を行い、その上に何台の車が増加してくるか。それがどの方面から進入してくるか。帰りはどのルートで帰っていくかというシミュレーションを幾通りかしております。その中で、交通が集中すると思われる箇所には当面のところ親さんのほうに園への通園のルートというのを1つルール化してお願いをしまして、西方面から来る方には文化センターをぐるっと回っていただいと、そういったルートをルール化して1箇所に車が集中しないような事を考えております。併せて現道の道路の行き違いに支障のあるところは道路を一部拡幅するとか幅員を拡幅するとかですね。それから周辺に駐車場を確保して親さんが子供さんを連れて園に登園をし先生のほうに迎えていただくということを徹底してまいりたいと思っております。もちろん小さい子供や支援を要する子供もありますので、そういう子供さんには優先して園の近いところの駐車場を使わせるというようなことも考えておりますし、徒歩でという事になりますと、現在も長島小学生の通学路で若干歩道の無い部分等もありますので歩道をしっかり設置する、あるいは横断歩道をしっかり明記をしてこども園の子供のみならず小学校へ通う子供の安全も同時に確保してまいりたいという風に今建設委員会の中でも色々なご意見を伺っているところでございます。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 先ほどの続きですけれども、当初は美濃酪の土地だけで対応するという話でしたが、今回民有地を買われるということですが、その理由とどの辺かということ。もう1つ、

今年設計委託料をみてあるわけですが、いわゆる建築計画というのは 28 年度で設計して 29 年度建設 30 年度オープン、だいたいこのような予定かどうかお伺いします。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; 設計ですが、まず 27 年度からの 9 月の時に債務負担行為をしております 27 年度から 28 年度の 8 月末までを設計と考えております。それで 30 年 4 月を開園と思っております。隣接地の土地の買収のほうですけど、一体的に有効的に活用するため、その土地及び建物の購入及び補償を考えております。場所は、19 号の永田ランプの近く、南側になります。美濃酪跡の南側になります。

委員長 ; 副市長。

副市長 ; 休憩を貰って場所の資料を出します。15 分ぐらいの時間を頂きます。

委員長 ; 会議の途中ですけども、ここで 10 分間休憩をいたします。

(午後 3 時 00 分休憩)

---

(午後 3 時 16 分再開)

---

委員長 ; 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育次長この説明をお願いします。

教育次長 ; 今お配りしました平面図です。これは上が北であります。ピンク色に塗ってある部分が以前に購入しました美濃酪の跡地でございます。それと右下のほうに書いてあります青色で塗った部分が今回土地取得及び建物の補償をするところでございます。位置的には右上に長島小学校がある位置ですのでよろしく申し上げます。これは、園の計画にこの土地を一体的に使うという事で、この部分を用地取得及び建物補償をする部分でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の 54 ページから 56 ページの 9 款 1 項 1 目常備消防維持管理経費から 9 款 1 項 3 目常備消防施設整備事業費までについて、ご質疑ありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 55 ページの非常備消防一般経費のところですが、消防団員の処遇改善ということでやっていただいている事業なんですけれども、現在私のところにも若い団員さんがなかなか集まらなると消防団のお困りの声を家族の方とかお母さんやお嫁さんの立場から

手紙を貰ったり電話を頂いたりしているわけです。その中で今年度団員さんの確保及び処遇改善についての、具体的な取り組みが何かあるかお尋ねします。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 各分団には分団の様々な状況がありまして、分団の運営を行うためには分団運営費等が必要になっております。しかしながら、現在行っている報酬費等の支払い方法の改善は必要であると思っておりますので、平成 27 年度から消防団員に対して処遇改善等を少しでも改善していただくよう検討をお願いしてきましたけど、まだその改善に至っておりません。引き続き 28 年度もこのような改善に向けて検討をお願いしていく風になっております。なお、消防団の団員確保につきましても、やはり地元の方またそのようなどころから協力を頂きながら消防団の確保等にも努めております。またその中には成人式等でリーフレットを配って消防団に加入していただくような広報誌なども作成しながら今現在消防団確保のほうには努めております。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 今少し言われたかもしれませんが、活動費そのものが個人に出でないというそこに若い方の不満というか、そういったものもあるかと思えます。それがなかなか話しているけど改善できないと言うのは、実際の幹部の方の考えがそうではないよという風なのか。その辺の実態というのはどういう風に捉えたらよいのでしょうか。できない理由ですけど。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 処遇改善につきまして、消防団各分団により様々でありまして分団の理解が必要であるということで、先ほど言いましたが 27 年度には消防団の活性化部会というもので検討していただきましたけども、なかなかその処遇改善に対して結論が出てきませんでした。活性化部会につきましては、色々な問題につきまして議論しておりましたのでなかなか結論ができなかったため平成 28 年度当初からは消防団の処遇等について専門に検討する組織を作っていただき 28 年度中には方向性を出していくように消防団との調整はできております。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 今の活動費のあり方渡し方については 28 年度中に結論が出るということで理解していいですか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; そのように調整していきたいと思っております。

委員長 ; 2 番委員。

2番委員 ; 以前町野議員からも一般質問で報酬と手当での改善について質問されていますけど、それが平成26年の3月議会と12月議会だったと思います。それ以降の1年以上経っているのですが今の話の方向はどのようになっているかお尋ねします。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 先ほども言いましたが、処遇改善につきましては28年度の当初から消防団中心にまた私達も一緒になりまして、検討していきたいと思っております。これは先ほども言いましたが消防団のほうと調整はできておりますので、28年当初からこの問題について検討していきたいと思っております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 検討していきたいと言うのは、今班長さんが年額2万2,250円、団員が2万1,700円。そして手当で1回につき1,500円ということでしたが、これを上乘せして検討していくという事なのか。具体的な検討内容というのはどのようなことでしょうか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 先ほど委員からもありました個人への支給ということもどうしても大きな課題となっておりますので、ここをまず1つ検討していき、その中で報酬についての値上げという事も考えていきたいと思っております。まずは、分団運営についてどのような運営ができるのか分団から意見を聞きながら理解を得ながら、まずそこを進めていきたいと思っております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 55ページです。AEDの更新という事ででているのですが、私更新というのを思ってもみなかった訳ですが、電池交換でいけるんじゃないかと思っていたんだが、これは何年でやらないといけないのかと何台対象となっているかということが1点と、下がりましてヘリポート事業は今年は場所はどこかという事。最後に一番下ですが、消防団の緊急車両の更新は今年どこを予定してみえるか。3点お願いします。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; AEDの更新につきましては、機器のほうとしましては7年とか8年ぐらいで、そのメーカーによって色々違いますが7年から8年で交換という形になっております。今年度につきましては、61機の更新を予定しております。ヘリポートにつきましては、岩村町を予定にはしておりますが用地等のこともありますので、また調整しながら今後検討していきたいと思っております。

委員長 ; 消防総務課長。

消防総務課長 ; 車両の更新についてですが、来年度は消防ポンプ車1台これは中野方分団で債務負担

かけてありますので、すでに工事にかかっております。あと小型動力ポンプ付積載車ですがこれは明智分団です。あと可搬ポンプですが、飯地分団と武並分団で各1台ずつ。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の56ページから64ページの10款1項1目教育委員会費から10款4項1目市立幼稚園支援経費までについて、ご質疑ありませんか。

5番委員。

5番委員 ; これも県の情報ですけど、県外の大学に進学した県内高校生中心に奨学金と。Uターンに就職して一定期間働く事を条件に返済を全額免除する奨学金制度を創設するとありますが、恵那市はこのような事の考えはございませんか。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; 委員が言われましたUターン学生が岐阜県が奨励金、新年度から月3万円の助成をするという事です。これは県内のUターンを条件に返済を免除するという事で、給付型の奨学金を創設するという事で出ております。まず恵那市の奨学金の状況です。市の奨学金の学生を募集するという事で、これは広報の2月15日号で出しております。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長兼総合政策課長 ; 奨学金の奨励につきましては、移住定住のほうでパンフレットやチラシ、皆さんのお手元にも送らせていただきましたが、若者が市内に就業した時に今の市の奨学金の半分を免除するという仕組みを新たに始めますし、今まで既に25年度から27年度の方は継続して終了後返済の2分の1をするというのを継続しておりますので、お願いします。

(「何人」との声あり)

今年のもの返済としては併せて59件の予定です。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 61ページの小学校、63ページが中学校ですが、小学校施設改修事業費の中に屋内運動場非構造部材耐震工事というのがありますが、これ対象に明智小学校も入っているのですが、これやっただいて10年経ったところですが耐震化できていると思えますが、その非構造部材というのはどのようなところを指すか。中学校も併せてお願いします。

委員長 ; 教育次長。

教育次長 ; 例えば体育館の中の照明とかスピーカーとかバスケットゴールとか、建物は耐震化しておりますが、付属物に対してが非構造部材ということでございます。それをチェーン等で落ちないようにするという事です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の 64 ページから 69 ページの 10 款 5 項 1 目社会教育総務費から 10 款 5 項 9 目文化芸術振興事業費までについて、ご質疑ありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 66 ページ。文化財ですが、これで 1 億 4,500 万ありますがこの内訳。どこの事業が入っているのか。具体的なものについて教えていただきたいです。その内で委託費工事請負費これについて。あと公有財産はどこを買うのか。それについてお伺い致します。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 文化財の調査保存活用事業費ですが、去年までの事業の組み立てでご説明いたしますと、ひし屋資料館等の関係それから中山道の維持管理運営に関する費用。それから正家廃寺跡等の発掘調査に関わる費用。それから岩村の町並み保存に関わる事業。それから一般的な指定文化財等を含めた文化財保護に関する事業全般がここに 1 つにまとまっている形になっております。委託料と工事請負費でございます。主なものとしましては、正家廃寺でいいますと発掘調査の後の測量等の経費でございます。中山道ひし屋資料館それから中山道関係の維持管理から岩村町並み等の施設の指定管理も含めた建物管理の業務委託。その他、中山道沿線の公園等の樹木であるとか利便施設の維持管理運営経費等も入っております。指定管理で言いますと、岩村の町並みの施設とか明智の三宅家の指定管理、岩村の歴史資料館の管理。串原郷土館とかそういった文化財保護施設の管理等が入っております。その他施設管理以外では施設の保守点検の委託料等。それから事業の運営としましては、ひし屋資料館等で行いますイベント、筑前琵琶演奏会等の委託料。業務委託料でございますが、中山道関係で言いますと長屋門の移設の調査設計と行在所の改修設計。それから正家廃寺関係では、発掘調査の作業員の派遣。シルバー人材センターに委託をしております。草刈等の維持管理の環境整備。文化財保護全般で言いますと、指定文化財の巡視の管理でございますとか、現在遺跡の詳細分布調査を行っておりますので、その詳細分布調査の事業。上矢作の松並木の松くい虫の樹幹注入等が委託料の主なものでございます。工事請負費でございますが、今年度は明治天皇大井行在所の中にあります土蔵の解体に関わる工事費でございます。公有財産購入に関しましては、行在所の隣接地の購入でございます。以上

でよろしいでしょうか。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 関連質問しますが、文化財の調査保存活用については合併して新恵那市ができた時からずっとそのまま何もされずに民俗資料館だとか資料が残っているところが沢山あって 370 件あるというんだけど、文化財保存審議会は 1 年に 1 回も事例的にやっているだけで整理をするとか、これは市として重要なものだから保存しないといけないとか。また地元で管理してもらったものもあるかもしれん。何とか村の町の資料をそっくりそのまま残したものが文化財と言われるので、ここら辺とこの整理を少し予算を持って整理をしたらどう。これ 1 年に 1 億 5,000 万も委託費や何かで使っているんだけど、整理ができていない。そういうのは全くないかね。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 所蔵される文化財の整理についてでございますけれど、各地域でございます資料館や収蔵施設等、岩村コミュニティセンターを市の歴史資料館として整備をしていくという計画がございます。その中で市が所有しております文化財等所蔵品をそこへある程度集約をして展示活用していく。その為に向けた整理の人員費等は来年度の人員費の中でもみております。順次整理をしながら活用に向けてやっていくということでございます。文化財保護審議会では、基本的には市の方からの諮問に基づきまして、文化財の指定であるとか解除であるとか現状の変更であるとか、そういったものについて審議を頂く。それから文化財保護等に関わる案件について客観的な意見を頂くために随時開いておりますので、そういった案件があれば随時開いてご意見を頂くようにはしてまいる所存です。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 今お伺いしましたが、気になっているのが長屋門の話ですが、これは移設が前提で調査等を行っているのですか。現地で歴史 100 年以上、中山道の中でそれなりに存在して。見えないところにあるかもしれないけども、それなりに町の市民が力を入れて応援してきたしそれなりの役割も果たしてきたと思うけど。これを現地で活用するという様なお考えは無いものですか。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 長屋門につきましては、本年度そして昨年度と 2 年間で現況の調査。長屋門だけではないんですが、大井宿にあります歴史的建造物の調査に取り組んでおりまして、去年と今年度 2 年で長屋門含めた古屋家の中にあります歴史的建物の現状の調査をしております。その中でそれぞれ明治もしくは江戸時代に建てられた建物が何棟もあるわけ

ですが、かなり老朽化もしているということでございます。その中でも長屋門は昭和35年に恵那市で貴重な建造物であるということで文化財に指定しているということで、老朽化しているけれども保存していけないだろうかということで検討しているわけですが、現地での保存活用というのは難しいということで、それを前提に現在の価値を残しつつより保存活用ができるということで保存措置ということになるんですが、文化財としての移築という整備の方針で調査設計費を計上しております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 現地では難しいと判断したというわけですが、中山道といえばここだし、ずっと百何年もここにあったという事実があるわけだね。建物の決して古屋さんだけでなく町の中で今までの大井町中心とした地域の歴史の中での建造物という事で文化財となっているというものです。ただ一人のものではなく、社会性のあるものという風に思えるわけで。昭和35年から文化財として指定されて、それを市民も応援してきたと。それが現地では生かすことが難しいと判断したと言うのですが、誰が判断したのですか。可知市長ですか。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 誰がという事はないんですが、調査結果に基づいて現在の場所での維持管理が難しいということと、今後の保存活用を考えた場合、大井宿にとって貴重な建物であるというのは間違いないところではございますけれども、今度岩村で整備をされる市の資料館と一体として活用することで恵那市として有効に活用ができる。そういった観点から行政として判断をしているところでございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 長屋門は社会的な持ち物というものです。それを誰がと言うことではなしに難しいと判断したというだけで、その判断に関わった人は具体的に誰と誰と誰が関わっているのですか。難しいと。文化財としての価値を維持保存していくということについて、判断した判断に関わった責任を対応していただける方はどなたですか。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 基本的には文化財保護に関わるところで文化スポーツ課の所管で判断をしておりますし、当然個人の建物で所有者の財産権がございまして、そういった中で方向を決めてきているというところでございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 所有者の意思表示はしてもらわないかんわけですが、文書で出していただきましたか。所有者からこれは文化財検討委員会で検討していただいでできませんかというような

紙は出ておりませんか。ハンコを押したものが。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 文書等という形では頂いてはおりません。調査の過程の中で色々どういった保存の方法があるとか協議の中でのお話でございますので、文書では頂いてはおりません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この動機は、所有権者の方から紙ではないけど文書ではないけれど、誰かに恵那市のそれなりの責任者に話はあったと。単なる担当者ではないと思うんですけど。今は担当課がやっているかもしれないけれど。責任者に話があったということで理解していいですね。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 実際に私どもが前年度から調査に入らせていただく中で、主に奥様でございますけれども聞き取りをする中で長屋門が古屋家にとってどういった形でここにあるのかというふうなお話とか、今現在の建物の状況等のお話を伺う中でそのような方法が形成されていったということでございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この長屋門は一生懸命応援してみえた方が中山道歴史かたりべの会ということで奉仕などをやってみえたわけですが、こちらのほうから要望書が出されておるようですが、これについてどのような回答をされていますか。事実として予算が計上されているのを見れば、これは聞いていないと聞かれなかったというふうには思うわけですが。どのように回答をされて、これについてこれまで守ってきた人たちは了解されているのか。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 委員おっしゃられたのは、中山道かたりべの会の会長さんから署名等提出されております。本日も追加の署名を頂いたのですが、全部で約 800 ほどの署名を頂いております。その中で署名を頂いてその後市としての考え方、またなぜ移築をすることになったのか。その効果理由等につきましてかたりべの皆さんにも集まっておきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。それについては先ほど一部お答えしたような理由でございます。現地での保存等がなぜできないかという点について、またなぜ岩村へ移築をして、どのように活用をしていくのか、そういった点についてご説明をさせていただきました。それに対して、それで良いというご返事があったわけではございません。例えば現地で残す方法は無いのかとか、こういう風に利用したらどうかというようなご意見もいただきましたが、実際に現地で残すための方法等も

色々と検討はさせていただいておりましたし、必ずしも岩村ではなくて例えば大井に残してくれという事であれば、大井の中に適地があればここへとか。その後、自分たちでも活用がこのようにしていきたいというようなところがあればご提案を是非していただきたいというようなお話をさせていただきました。以上でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 提案があつて検討がされたようですが、検討はやはり先ほど言ったように文化財のそれなりの人達も含めて検討をされたと思うがそれはいつ頃されましたか。それともやっていないのか。市役所の中だけで検討したのか。文化財審議委員の人たちも含めて、どうしたものかという格好の検討を。現地で生かす方法はどうかとか。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 検討については担当者で様々な検討をさせていただいております。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 今の関連ですけれども、大井町の町民としてもオール恵那市で考えたらどうしたらいいかなというところで、まず町民の方自体が長屋門の存在を知らないという方も現実的にはいた。そういう中で唯一本当に頑張っていたのがかたりべの会で観光者の人達のためにやっていたということで、今後それが移築された後、かたりべの会の人達のモチベーションが下がる中で、どういったその大井町の中で文化財保護の活動を推進していただくというのが大事なところだと思いますし、その辺の市民と一緒にやっていく中の取り組み方、何か提案はありますか。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 中山道かたりべの会においては、20 数年の活動をされておられます。生涯学習という視点から立ち上がって、立ち上げの頃から私自身も関わっておりますし、現在もかたりべ講座等を開催するなど後継者育成等についても一緒に活動させていただいております。大井宿は長屋門の課題もございますけれども、明治天皇の行在所でありますとか、それに隣接する町並みが2軒、戸長役場といわれる林家も含めて隣接2軒が空き家になっている状態でございます。行在所については現在大井町のまちづくり関係の有志の方がほぼボランティア的な形で管理運営をされております。そういったところもしっかりと保存活用に向けて支援をしていかなければならないということで、かたりべの会も当初は中山道ひし屋資料館がオープンした時はそちらを活動拠点としてご利用していただいていたわけですけど、現在は明治天皇の行在所が住民主体での運営という事で主にそちらの行在所を拠点に力を入れて活動をしておられるということでございます。今年度その行在所の修理に向けてその設計費を盛って

市の方で住民を主体とした維持管理運営ができるような形に改修をしていきたいということで、検討委員会を大井町の中でも作っていただきましてそちらをこのようにしていきたいという構想に基づいたところで明治天皇の行在所のほうは現在修理修景をしていこうと進めているところでございます。かたりべの会は貴重なガイドボランティアでございます。現在岐阜県のボランティア協議会の会長もやっておられ、今後もしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、岩村であるとか明智であるとかそういったガイドボランティアの皆さん共々同じように文化財保護の側面から支援していきたいという風に考えております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今聞いておりますと、当事者所有権者と市役所の担当するセクションここだけで悩んでいると。これは問題だと思うし、それも議会にそのまま出されてきて議員委員会で判断せよと、お金使うことについて。これは折角社会教育委員会とかの組織があるわけです。そういうところを出して、そしてもちろん文化財審議会もあると思います。そういうところを出して、公平というか、みんなの目でチェックして、これはどうなのかと。いくら古屋さんが頼まれて市長がわかりましたと、何とかしましょうと返事をされたかも知れんけども、それは個人の持ち物だし使うのは税金だとなれば公平性はしっかり担保されてないとならん。話をオープンで審議していくべき。そうしないと私権者は公職の方です。この方にかえて迷惑がかかる。私はそういう心配をすることです。だから公の席でみんなで論議していくと。それで岩村に行っても仕方ないと、岩村、ちゃんと大丈夫だなと管理できるなという約束を貰うとか、そういうようなことをして公の中でやるべきだと思います。そのようにした対処をお願いしたいと思います。

委員長 ; 他にありませんか。文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 長屋門につきましては、市の指定文化財でもございますので、文化財保護審議会等でもきちっと説明をさせていただいて審議をしていただく形で進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; これまではそのようにやっていないけれど、これからはそのようにして集めて皆さんのお知恵を借りてやっていくという風にご返事いただいたと理解しておきますので、よろしく申し上げます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 70 ページから 72 ページの 10 款 6 項 1 目スポーツ施設管理経費から 10 款 6 項 5 目スポーツツーリズム推進事業費までについて、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 73 ページの 12 款 1 項 1 目元金から 13 款 1 項 1 目予備費までについて、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書のほうで、予算書及び説明書の 320 ページから 327 ページの給与費明細書について、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の 328 ページから 333 ページの債務負担行為について、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の 6 ページ及び 334 ページの第 3 表地方債・地方債に関する調書(所管部分)について、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の 2 ページから 5 ページの第 1 表歳入歳出予算(所管部分)について、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の 7 ページから 9 ページの歳入歳出予算事項別明細書(所管部分)について、ご質疑ありませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; これで予算書に基づく質疑は全て終了しましたが、質疑漏れなど、他にご質疑ございませんか。  
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他に質疑がありませんので、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

#### 5 番委員

5 番委員 ; 平成 28 年度一般会計当初予算について反対の討論を致します。第 2 次総合計画基本構想の段階では新入学児童 450 人構想が示され期待しておりましたが、もっとも最重要課題の子育て世代応援策はこの 10 年間東濃一のスピードで進む人口減少に対してどこまで本気か分からない程度のものでしかありませんでした。形式的にまちづくりに参加し貢献してきた市民の声に耳を塞ぎ、今後のまちづくりへの市民参加も難しくな

るような長屋門の移設問題や、法人市民税の減少の中で子供の将来を考えればなんとか高校進学を考えても家計の厳しさで諦めざるを得ないシングルマザーもおりますが。市民合意が不十分なままの大型投資。これについては納得ができません。そしてあいかわらず無神経な原発マネーである電源立地交付金依存、環境破壊のリニアの町おこし構想など問題点の指摘をしておきまして、反対の意見といたします。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 2 号 平成 2 8 年度恵那市一般会計予算 (歳入歳出所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、「議第 5 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、特別会計に移ります。

はじめに、「議第 5 8 号 平成 2 8 年度恵那市遠山財産区特別会計予算」を議題といたします。

特別会計予算書及び説明書の 262 ページから。予算資料の 94 ページ。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 8 号 平成 2 8 年度恵那市遠山財産区特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 5 9 号 平成 2 8 年度恵那市上財産区特別会計予算」を議題といたします。

特別会計予算書及び説明書の 274 ページ、予算資料の 95 ページ。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

1 番委員

1 番委員 ; 上財産区の報酬ともう 1 つ前の遠山財産区とこれ面積が 3 倍もあるでか。たぶん人件費と言っても財産区の管理費用だと思うけど、片方は 3 万円で済んでいるし片方は 7 万 5,000 円取るけど、このこれだけ違っているのはどういうことだ。分る人はあるかい。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; この金額につきましては、どこかの段階で上がったという事はなくて、この金額ですとやっていただくと、そういう風に予算が付いていると認識しております。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; ちゃんと管理がされているのか。ただ 10 年前からその金額だったから、ずっとそのまままきただけじゃない。同じような平等性というか平均を取っていくような風にするべきではないだろうか。片方は倍以上もらうというのは、町としてやっていていいのかということですけど。内容がつかめてないかな。

委員長 ; まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ; 今後このことにつきましては、内容を含めまして精査させていただきます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 59 号 平成 28 年度恵那市上財産区特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 59 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; ここで 10 分間休憩をいたします。

(午後 4 時 7 分休憩)

(午後 4 時 21 分再開)

委員長 ; 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは「請第 1 号 消費税の再増税の中止を求める請願書」を議題といたします。  
請第 1 号の紹介議員であります遠山議員におかれてはお忙しいところまことにありがとうございます、はじめに議会事務局長に請第 1 号の請願内容を朗読させます。よろしくお願ひします。

議会事務局長 ; それでは朗読させていただきます。消費税の再増税の中止を求める請願書。提出者、中津川市手賀野 173 の 6。東濃民主商工会会長曾我英作。紹介議員遠山信子。請願趣旨であります。安倍首相は、消費税率 10 パーセントへの増税を景気動向にかかわらず 2017 年 4 月に実施するとともに、黒字の大企業に 2 年間で約 1 兆 6,000 億円も減税することを決めました。一方で消費税増収分の 8.2 兆円の内、社会保障の充実策は 2 割にも満たない 1 兆 3,500 億円です。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平は大衆課税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば消費税廃止への道こそ真剣に検討されるべきです。しかし、いま必要なことは、税率を元に戻して中小業者、国民の苦難を軽減するとともに、地域の経済を活性化させ景気回復することです。請願項目。消費税率の 10 パーセントへの引き上げは中止し、5 パーセントに戻すよう国に意見書を提出してください。次のページをお願いします。消費税の再増税の中止を求める意見書案でございます。安倍首相は、消費税率 10 パーセントへの増税を景気動向にかかわらず 2017 年 4 月に実施するとともに、黒字の大企業に 2 年間で約 1 兆 6,000 億円も減税することを決めました。一方で消費税増収分の 8.2 兆円の内、社会保障の充実策は 2 割にも満たない 1 兆 3,500 億円です。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平は大衆課税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば消費税廃止への道こそ真剣に検討されるべきです。しかし、いま必要なことは、税率を元に戻して中小業者、国民の苦難を軽減するとともに、地域の経済を活性化させ景気回復することです。その趣旨に基づいて、消費税率の 10 パーセントへの引き上げは中止し、5 パーセントに戻すよう求めます。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成年月日。岐阜県恵那市議会。内閣総理大臣安倍晋三様。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして、紹介議員より趣旨説明をお願いします。

紹介議員 ; 遠山信子です。よろしくお願ひします。今回請願項目とされました消費税率の 10 パ

一セントへの引き上げは中止し、5パーセントに戻すよう国に意見書を提出してください。このなぜ5パーセントかということですが、10パーセントに本当になったら大変であるということは、普通の皆さんが思っても生活感覚であるわけですが、そもそも消費税が導入されたのは28年前竹下内閣で消費税が決まり、その後消費税が決まるごとにその内閣は倒閣するということがあったわけですが、1989年の27年前に3パーセントになってその後8年後に5パーセントになりました。この間、2014年15年後に8パーセントになったわけですが、この5パーセントから8パーセントになったこの間の生活の苦しさというのが誰もが実感するところです。これが来年度になったら10パーセントになるという風なことが言われておりまして、この5パーセントから8パーセントになったことの国民の生活の苦しさ、あるいはこの中小企業業者の皆さん商店の皆さんが苦しいことについて、待たなしの生活が今起きているということです。この中でこれは憲法25条ですべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障されると。そして国はすべての生活部門において社会福祉社会保障など公衆衛生の向上に努めなければならないという風にあります。本来生活費には税をかけることが憲法で禁止されているわけですが、これに今度10パーセントになるにあたっては軽減税率といわれますが、軽減税率といっても10パーセントにならないだけで8パーセントのまま国民の中にはその税が付いて回るということには変わらないわけですし、せめて元の消費税率そのものについては却下してほしいことなんです。元の5パーセントに戻してほしいという声を皆さんの声だと受け止めて説明させてもらいたいと思っております。この中では国民の6人に1人が子供の貧困と言われておりますが、この子供の中には「お母さん明日なに食べるの」と明日の朝食を食べるものを心配している子供がいるということですが、一週間の食費を3,000円だったものを2,500円にしたと。そして病院へ行く回数を減らしたと。こういうのが8パーセントになっての国民の生活です。また小売業者にあたっては5パーセントから8パーセントに上がったときは本当に辛かったと。2,000円のものをお客さんにあげるのに160円余分に貰おうとすると、お客さんはいや2,000円にしてくださいと。すると品物の質を下げなければならない。質を下げればそれだけ自分のところの利益は上がってこない。また2,000円の中でもとうとうお客さんに負けて消費税分の160円をいいよと言わざるを得ない事もあったということで、小売業者さんにとっては消費税がこれ以上上がったとしたら本当にやっていけないという声があります。もう1つは、子育てのことで沢山出ておりましたが、若者の貧困のことはもっとも大きな課

題であります、これが大きな消費税に関係があるということで賃金、社会保障ということが若者の非正規雇用の人達、ワーキングプアの人達、年収が200万以下のこの人達が全国で1,189万以上いるわけで、この人たちはパートや派遣社員、無権利、低賃金、非正規労働者という形で働いておりますが、この仕組みの中に派遣労働が増えればそれは売り上げ分の税から仕入れ分を引く派遣社員は原料の仕入れ分と同じ扱いをされているということが片方ではあるということで、この派遣が増えるという仕組みができております。これでは若者非正規はどんどん増え若者が生活の困ると。これが消費税の裏の仕組みということで、これを何とかしてもらうには、また色々策があるわけですが、まずとりあえずこの8パーセントを5パーセントにしてもらう。そして国民の難を救ってもらうということをお願いしたいと思い、挙げさせていただきました。よろしく申し上げます。

委員長 ; それでは本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。1番委員。

1番委員 ; この消費税10パーセントは2015年の3月の参議院本会議で決定されておりましたけれども、この10月からスタートするのを1年延期するという事で今そういう状況にあります、そもそもその税を公平に取るということは消費税しか道が無いわけで問題はその社会保障がどんどん増えていくところへ国債発行してどんどんやっても後世にツケが回ってしまうということで、一番の国権の国会が法律で決めてしまっておるわけで、それを恵那は8パーセントのものを10パーセントを取り消して、そして5パーセントに戻すということが、財源はどこでどうやって探してくるか。それでなくても年金は下がる介護は上がる医療費も上がっていくという状態で、そういう状況の中でこの意見書が本当に今の時代の趣旨に合うかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 今のまま8パーセント10パーセントに続いていったら、これは一番貧しい人にとって一番不公平な税が消費税であり、これをまだ財界はこの後10年経って20パーセントまでしようというようなことを言うておりますが、これはもともと消費税の問題になると一番政治的課題でこの消費税を上げた内閣はたいていその時の選挙には負けているというのが過去の例だと思います。今回の参議院の選挙も近いわけですが、消費税を上げるのをもう少し伸ばすのかという声も今あるぐらい。あるいは記憶に近いところでは減税をすると食料品には8パーセントにしましょうとかいうことで、もめてもめてということは、まさに大変な税であるということは思いますが、これは何処に財源があるかといったらもともと消費税がない時はやっておりましたが、今この財源

を探すとしたら、もともと税というのはお金を沢山取っている人が収益にあったものを税として出すと。これが税の元の姿であるわけですから、これは応能負担という形に税を戻していただければ大企業に沢山優遇されている税を戻していただければ。大企業の優遇税制、今 6.1 兆円貯まっていますが、働いている人たちに返してもらったらそれは買い物して景気は良くなる。もう 1 つは富裕層などは負担能力に応じて社会貢献をしていただければ、それが 11.2 兆円から歳出の無駄遣いを見直しをしてもらえば 2.9 兆円。あとこの歳出の無駄遣いの見直しの中には、軍事費が一気にね安倍政権になって 3 年間で 5 兆円を超えたわけで、かつてこれだけの軍事費は出ていなかったわけで、こういうものを更にしていけば 20 兆円以上のお金は出るわけですので、この増税をしなくても財源は出てくるという風に解釈します。

委員長 ; 他にはありませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。ここで紹介議員には退席いただきます。大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

委員長 ; 本件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(その前に委員間での論議をとの声あり)

はい。5 番委員。

5 番委員 ; 紹介議員の方からも説明がありましたけれども、大きい話だけでなしに身の回りでも厳しい話。福祉センターで就労支援というのができて引きこもりとかそういうことで相談に来るところがあって、恵那市ではそう無いと思ったけれどなんの事はなくシングルの母親が子供を高校に上げたいと。それについては高校に行くだけで仕度する金が要ることから諦めなならんという話も聞くわけよ。都会の大阪やあっちのほうの話ではないし、相談もどえらい来ようらせる。やっぱり派遣労働とかね。調子よければいいけど、ちょっと体が調子悪くなったとかになると、大変なわけですね。そういった中で今度消費税というのはみんな平等にかかるもので、どえらい金持ちでゆとりのある人も本当に食う食わずの人でも食べるものに関しては同じようにかかる。それは決して公平という格好ではなしに、そもそも税というやつは払える能力のある人達が払うということで今までやってきたわけよ。それを一番簡単に行政の政治のほうで決めてしまえば終わり。言っちゃあなんだけど、委員長のおじさんの一郎さんもこんな政治なら誰でもできるのうと言わせたわ。消費税を上げる時の話。それぐらいの弱いものいじめの政治だもんで、これはちょっと恵那市民が困ってることだから恵那市の議会としてこんなことはちょっとやめてくれという風に声を上げた

ほうがいいんじゃないかと私は思うわけです。ただ、私も10と言っているのを5なんて言うから私もびっくりこいて何やといたら、8になって大変なんやと。これを8を認めるわけにはいかんで5にして引き下げてくれと。5にして今の暮らしを応援してくれと。それこそ景気回復の道ではないかと。アベノミクスもあれをやってもいかん、これをやってもいかんとボンボン、本当に黒田さんもいよいよかと言われるくらいマイナス金利なんていう方式を取ってきたしね。だからそのようなことをするよりも消費税を元に戻すと。そして財源についてはトヨタや他の者はしっかり貯まっておって、安倍さんは使ってくれ使ってくれと言うけれども、そんなの需要がない限りは企業というのは投資しんもんで、需要を起こすためには消費者がみんな物を買うようにならないかん。ところがそれが大変な中、仕事も大変やし今度また取る税金も国保から介護からいるものばっかで。データで見てもまだちょっと整理しきっていないけどこの10年間でサラリーマンの収入が50万減っている。年間で。月にしたら4万円から5万円。これは大変だわ。そういう中でも税金を上げるという話だから。だからこれについては本当に恵那市民も困っているもんだから、1つ元に戻すようなそういう声があるぞということを安倍さんにも届けてほしいと思います。

委員長 ; 他にはありませんか。4番委員。

4番委員 ; 消費税制度が約30年近くなるわけで、一応定着してきていると思うわけよ。少子高齢化も進んで団塊の世代が後期高齢者になる時代も目前に来ているわけでそういった中で福祉医療介護、それで社会保障費もどんどん膨らんで、今年の当初予算でも子育てとか社会保障の関係結構予算をみているわけで、財源手当てというのはみんなが平等というか負担していかないかん問題だと思うわけよ。ですからこれを5パーセントに戻すことなんてことは私も聞いてびっくりしましたが、8パーセント据え置きは請願ならまだ話は分るけれど、5パーセントに戻すという事を聞いておかしなこと思っているわけで。確かに世の中にはそういう低所得者の方もあってえらいかと思えますけども、それはそれで色々な制度で面倒をみてもらえるところもあるし、時代が進む中でこれはやむを得ないことだと思うので、これを私は採択することには賛成できないと私は思っている。

委員長 ; 他にはありませんか。2番委員。

2番委員 ; 私小澤さんが言われた8パーセント据え置きというそちらの請願にしたほうが良かったかなと、そういう思いです。やはり貧困な世帯とか子供さんたちのための支援は、例えば準要保護の仕組みありますね、あれを廃止しなくて地方の自主的な裁量でやりなさいというよりも国が担保するとかそういう形の請願にしていくとか。少しやり方

を考えてやったらどうかなという風に思いました。

委員長 ; 他にはありませんか。5番委員。

5番委員 ; 5パーセントにはびっくりという話なので、8パーセントで値上げは見送れという風な請願だったらまだ話はなんで、それはまた議員提案でも相談かけるでその時またよろしく。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 私は8パーセントに据え置きという請願が出てきているかなと思ってみたら、5パーセントだったのでびっくりしたという言い方だけで、8パーセント据え置きの請願を出すことに賛成するという考えではありません。消費税そのものは私は賛成しておりますので、8パーセント据え置きが仮に出てきたとしても、それは行き当たりばったりの対応だという風に思って余計に賛同できません。

委員長 ; 他にはありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。本件に対する討論を行います。討論はございませんか。

5番委員。

5番委員 ; 消費税の再増税の中止を求める請願については、採択することに賛成の立場で討論いたします。消費税が8パーセントになって市民の暮らし、また業者も大変な状況であります。この上10パーセントはとても無理であります。アベノミクス第3の矢は、庶民暮らしには回ってこず、巨大多国籍企業の内部留保でたまっております。5パーセントに戻し、10パーセントへの増はやめるべきです。庶民収奪施策から応能負担、それで財源を確保していく。そういう政治に切り替えていただくと。特に安倍総理になってから法人税負担は20パーセント台など、只でさえお金が余っているところへ尚更応援すると。それから庶民からは収奪し続けると。とてもこれでは日本の国民は持ちません。恵那市民も持ちません。このような恵那市民の本当の声を意見書として国に上げることに賛成と致します。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他に討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「請第1号 消費税の再増税の中止を求める請願書」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって、「請第 1 号」は不採択すべきものに決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題はすべて終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任  
いただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 28 年第 1 回総務文教委員会を閉会いたします。ご  
苦労様でございました。

午後 4 時 47 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 近 藤 純 二